第４次
丹波市男女共同参画計画
（案）

パブリックコメント

閲覧用（持ち帰り厳禁）

丹　波　市

目　次

第１章　計画の策定にあたって……１

１　計画策定の趣旨……１
２　計画の位置づけ……１
３　計画の期間……２
４　計画の策定方法……３

第２章　男女共同参画をめぐる現状と課題……４

１　国、県の男女共同参画の動向……４
（１）国における男女共同参画基本計画……４
（２）女性の活躍推進……５
（３）男女の働き方改革……５
（４）男女共同参画の視点に立った防災・災害時支援体制づくり……６
（５）政治分野における男女共同参画の推進……６
（６）兵庫県における男女共同参画計画……７
２　丹波市の男女共同参画の現状・課題……８
（１）丹波市の近年の動向……８
（２）統計データ……９
（３）市民意識調査・事業所調査の主な結果……16
（４）地域団体ヒアリング調査・市民ワークショップの結果……26
（５）第３次計画の成果……28
（６）課題のまとめ……30
３　第４次計画の方向性……33

第３章　計画の基本的な考え方……34

１　基本理念……34
２　ＳＤＧｓを踏まえた計画……35
３　めざすまちの姿……37
４　基本目標……38
５　体系……39

第４章　施策の展開..... 41
基本目標１　男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消 ... 41
基本方針１　男女共同参画に対する意識の定着 41
基本方針２　男女共同参画に関する教育や学習の推進 42
基本目標２　あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進 44
基本方針１　誰もが働きやすく働きがいのある職場づくり 44
基本方針２　女性の社会活動への参画拡大 45
基本方針３　家庭・地域における男女共同参画の促進 47
基本目標３　誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現 50
基本方針１　あらゆる暴力の防止と根絶 50
基本方針２　生涯にわたる健康づくり 51
基本方針３　安全安心な暮らしのための環境づくり 52
数値目標 55

第５章　計画の推進..... 56
１　推進体制と進行管理..... 56
２　丹波市男女共同参画センターの役割..... 57
３　多様な主体との連携・協働..... 58

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

本市では、「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成19年12月に「丹波市男女共同参画計画［丹（まごころ）の里　ハーモニープラン］」を策定し、その後、見直しを行いながら、平成25年３月に「第２次丹波市男女共同参画計画」、平成30年３月に「第３次丹波市男女共同参画計画」（以下「第３次計画」という。）を策定し、男女共同参画社会の実現に向けて、様々な施策を進めてきました。

さらに、平成31年３月に、丹波市男女共同参画推進条例（以下「条例」という。）を制定し、市、市民、事業者、団体等が協働して、誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を決意するとともに、条例第11条で、「男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定めるものとする。」と規定し、計画に基づいた様々な取組を行ってきました。

しかし、世代間での考え方の違いや固定的な性別役割分担意識に基づく社会制度、慣行が根強く残るなど、解決しなければならない課題が、なお多くあります。

こうした現状と課題を踏まえて、これまでの取組を継承しつつ、社会情勢の変化等による新たな課題に対応するため、「第４次丹波市男女共同参画計画[1]」（以下「本計画」という。）を策定します。

2 計画の位置づけ

（１） 男女共同参画社会基本法第14条第３項及び条例第11条に規定する「男女共同参画計画」です。

（２） 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第６条第２項の規定に基づき市町村が策定する「市町村推進計画」と位置づけます。

（３） 国の「第５次男女共同参画基本計画」（以下「国第５次計画」という。）、兵庫県の「ひょうご男女いきいきプラン2025（第４次兵庫県男女共同参画計画）」（以下「県第４次計画」という。）の内容を踏まえつつ、本市の特性を反映したものです。また、上位計画である「第２次丹波市総合計画」や他分野の関連計画と整合・連携を図り策定したものです。

[1] 男女共同参画社会基本法や国第５次計画において「男女共同参画」が使用されていることを踏まえ、本計画でも引き「男女共同参画計画」とします。

第４次丹波市男女共同参画計画の位置づけ

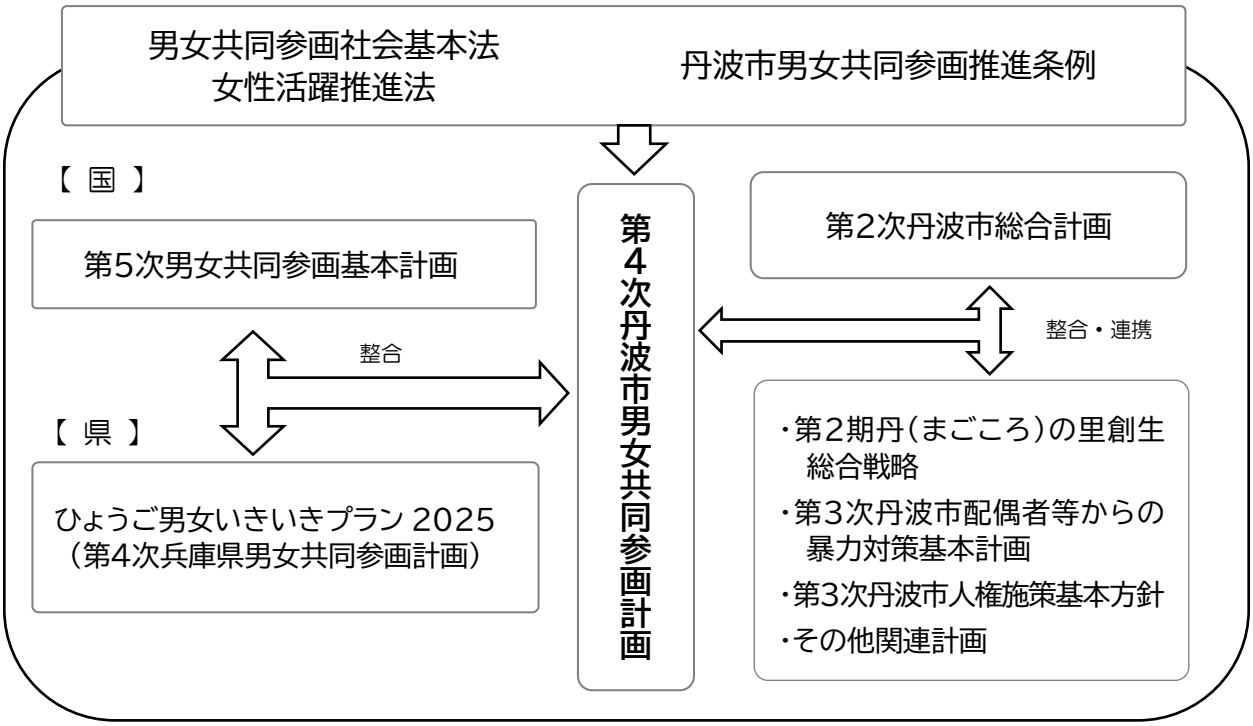

３ 計画の期間

本計画の計画期間は、令和５年度から令和14年度までの10年間とし、着実な推進を図るため、令和５年度から令和９年度までの５年間を前期計画実施期間とします。

なお、計画期間中であっても、社会情勢の変化や国や県の新たな施策等に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

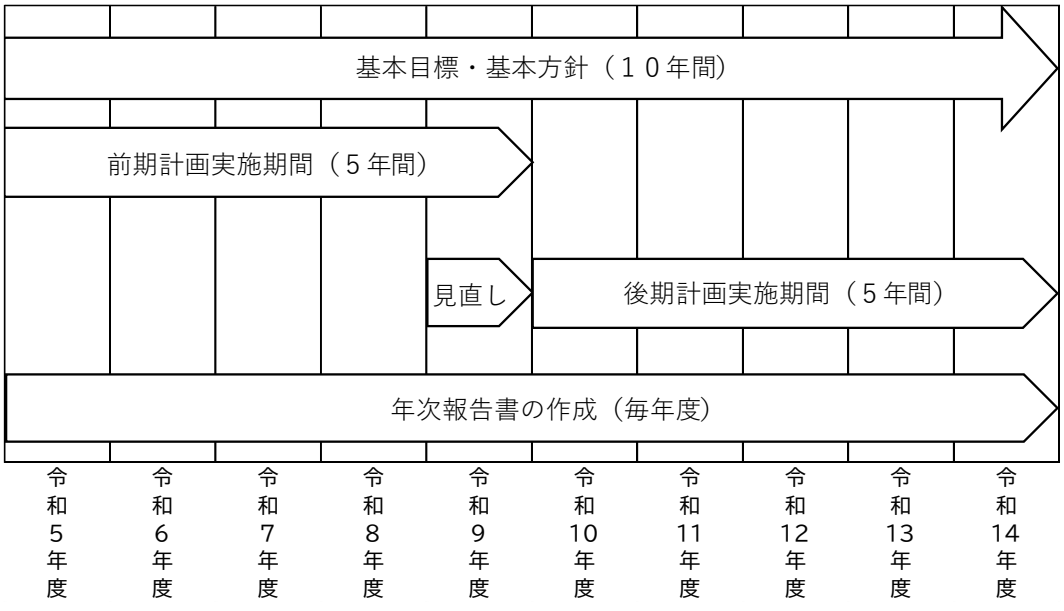

4 計画の策定方法

本計画は、学識経験者や関係団体員、市民等から構成される「丹波市男女共同参画審議会」に諮り、審議いただきました。

策定にあたっては、令和３年９月～10月に実施した「丹波市男女共同参画に関する市民意識調査」（以下「市民意識調査」という。）、「丹波市男女共同参画に関する事業所調査」（以下「事業所調査」という。）及び令和４年１月に実施した「地域団体ヒアリング」、「市民ワークショップ」により市民意識の把握に努めました。

第2章 男女共同参画をめぐる現状と課題

1 国、県の男女共同参画の動向

（1）国における男女共同参画基本計画

国においては、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現を、21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において各施策の推進を図っています。

平成11年の男女共同参画社会基本法の制定以降、同法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション[2]をはじめとした様々な取組を進めてきました。

しかし、令和元年に発生したCOVID-19（新型コロナウイルス感染症）の拡大により、人々の生活や雇用は、大きな転換期に直面し、女性の貧困問題等が可視化されるなど男女共同参画の遅れが露呈することになりました。一方、ＤＸ[3]を活用した新しい勤務形態の導入など、新たな可能性も見えてきました。令和２年12月には、新しい令和の時代を切り拓き、ポストコロナ[4]の「新しい日常」の基盤となることをめざして、「国第５次計画」が策定され、めざすべき社会として次の４点が掲げられています。

① 男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会

② 男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会

③ 仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家庭生活を送ることができる社会

④ あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGs[5]で掲げられている包摂的[6]かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

---

2 男女が、対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

3 デジタル・トランスフォーメーションの略称。デジタル技術を浸透させることで、人々の生活をより良いものへと変革させること。また、既存の価値観や枠組みを根底から覆すような革新的なイノベーションをもたらすもの。

4 新型コロナウイルスが蔓延した後の世界のこと。

5 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標でSustainable Development Goals の略。17のゴール・169 のターゲットから構成され、2030年までに持続可能でよりよい世界をめざす取組。詳しくは35頁に記載。

6 SDGsでは「誰一人取り残さない」という意味。

（２）女性の活躍推進

平成15年、国においては、令和２年までに指導的地位に占める女性の割合を少なくとも30%程度にするという目標が掲げられ、女性の参画を拡大する効果的な施策の一つであるポジティブ・アクションが推進されました。

しかし、現状は女性の参画が進んでいる分野もある一方で、政治分野や経済分野など進捗が遅れている分野もあり、管理職（管理的職業従事者）に占める女性の割合[7]が、令和２年で13.3%であり、30%の水準に達していません。しかし、法制度の改正などにより、指導的地位に就く女性が増える土壌が形成されつつあります。

平成28年４月からは、「女性活躍推進法」が完全施行され、働く場面で活躍したいという希望を持つすべての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するために、女性の活躍推進に向けた数値目標を盛り込んだ行動計画[8]の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公開が事業主（国や地方公共団体、民間企業等）に義務付けられました。

令和４年４月からは、行動計画の策定義務が、これまでの301人以上の事業所から101人以上の事業所に拡大されています。

（３）男女の働き方改革

平成30年６月に、「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」（以下「働き方改革関連法」という。）が成立し、令和２年４月から長時間労働の上限規制、有給休暇取得の一部義務化等が始まり、企業のワーク・ライフ・バランスの推進に向けた取組が拡大しつつあります。また、育児や介護などの様々な事情により働く時間に制約があるパートタイム労働者や有期雇用労働者が、その能力を一層有効に発揮することができる雇用環境を整備するとともに、その働きや貢献に応じた待遇を得ることができる「公正な待遇の実現」をめざして、令和２年４月にパートタイム・有期雇用労働法が施行されました。

さらに、仕事と子育ての両立支援として、男女ともに希望に応じて、仕事と育児等を両立し働き続けることができる職場環境を整備するために、「育児休業・介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」が令和３年６月９日に改正されました。令和４年４月より段階的に施行され、男性の育児休業取得が促進されることが期待されます。

---

7 出典：総務省「労働力調査（基本集計）」から。

8 各企業の従業員の仕事と子育てに関する方針をまとめたもの。常時雇用する従業員が 101 人以上の企業は、この行動計画を策定し、その旨を都道府県労働局に届け出ることが義務となっている。（100 人以下の企業は努力義務）

（４）男女共同参画の視点に立った防災・災害時支援体制づくり

国では、災害に強い社会の構築には、男女共同参画社会の実現が不可欠であるとし、地方公共団体における男女共同参画の視点からの自主的な取組を推進するため、平成25年５月に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組指針」が作成されました。

「国第５次計画」では、「防災基本計画」、「避難所運営ガイドライン」のほか、令和２年５月作成の「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」等に基づき、意思決定の場や災害対応の現場への女性の参画、男女別データの作成・活用、災害から受ける影響やニーズの男女の違いに配慮した取組、避難生活等における女性と男性の安全・安心の確保等、平常時の備え、初動段階、避難生活、復旧・復興の各段階における、男女共同参画の視点からの取組を推進することとしています。

（５）政治分野における男女共同参画の推進

平成30年５月に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が成立しました。国会及び地方議会の選挙において、男女の候補者の数ができる限り均等となることをめざすこと等を基本原則とし、国・地方公共団体の責務等を定めています。令和３年６月には、セクシュアル・ハラスメント[9]、マタニティ・ハラスメント[10]への対応をはじめとする環境整備等の施策の強化について、一部法律が改正されました。

令和４年７月に、世界経済フォーラム[11]が発表した「ジェンダー・ギャップ指数[12]」で、日本は 146 か国中 116 位、特に「政治」分野は、国会議員の男女比や閣僚の男女比が低いため、139 位になっています。

9 相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的なうわさの流布などさまざまなものがある。一般に「セクハラ」と略して使われる。職場以外でも問題になっている。

10 妊娠・出産・育休などを理由とする、解雇・雇い止め・降格などの不利益な取り扱いを行うこと。

11 グローバルかつ地域的な経済問題に取り組むために、政治、経済、学術等の各分野における指導者層の交流促進を目的とした独立・非営利団体のこと。

12 世界経済フォーラムが「経済」、「教育」、「健康」、「政治」の４つの分野のデータから各国における男女平等の度合いを数値化したもの。

（６）兵庫県における男女共同参画計画

兵庫県では、平成13年に「ひょうご男女共同参画プラン21（第１次兵庫県男女共同参画計画）」を策定するとともに、平成14年には「男女共同参画社会づくり条例」を制定しました。さらに、平成18年に「ひょうご男女共同参画プラン21 後期実施計画（第１次兵庫県男女共同参画計画）」、平成23年に「新ひょうご男女共同参画プラン21（第２次兵庫県男女共同参画計画）」、平成28年に「ひょうご男女いきいきプラン2020（第３次兵庫県男女共同参画計画）」を策定し、女性の社会的地位の向上をはじめ、仕事と生活の両立、職場での意識改革や女性登用の促進などに、積極的に取り組んできました。

働き方改革関連法や女性活躍推進法といった法整備の状況、共働き世帯の増加やコロナ禍による在宅勤務の普及など社会情勢の変化を踏まえ、令和３年に「県第４次計画」を策定し、男女がともに、いつでも、どこでも、いきいきと生活できる社会の実現をめざしています。

２　丹波市の男女共同参画の現状・課題

（１）丹波市の近年の動向

第３次計画策定以降、本市では、男女共同参画社会の実現に向けて具体的な取組を行ってきました。

①　丹波市男女共同参画推進条例の制定

本市における男女共同参画の推進に関する基本理念を定め、市、市民、事業者、団体等が協働して、誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の実現を決意するとともに、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的に推進していくため、条例を制定し、平成31年４月１日から施行しました。

②　丹波市男女共同参画センターの設置

男女共同参画センターは、男女共同参画を推進する施策を実施し、市民等による男女共同参画の取組を支援するための総合的な活動拠点として、令和元年10月22日、丹波ゆめタウン２階の市民プラザ内に開設しました。

男女共同参画センターでは、男女共同参画社会の実現に向け、「男女共同参画社会づくりに向けた普及啓発」、「男女共同参画社会づくりに必要な人材育成」、「市民や市民団体等の活動支援・交流支援」、「女性のための悩み相談」、「ライフスタイルに合わせた女性の就業支援」、「男女共同参画社会に関する情報収集と発信」等の事業を展開しています。

③　丹波市配偶者暴力相談支援センターの設置

令和２年４月、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に基づき、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「丹波市配偶者暴力相談支援センター」を設置しました。

配偶者暴力相談支援センターには、婦人相談員[13]を配置し、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス[14]、以下「ＤＶ」という。）に関する相談を受けるとともに、ＤＶ被害者の安全の確保、保護命令制度の利用についての情報提供や同行支援、自立に向けた支援などを行っています。

---

13 売春防止法第 35 条に基づき、社会的信望があり、熱意と識見を持っている者のうちから、市長から委嘱され、要保護女子等の発見、相談、指導等を行う専門職のこと。また、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律第４条により、配偶者からの暴力被害者の相談、必要な指導を行うこととされている。

14 配偶者や恋人など親密な関係にある、又はあった者から振るわれる暴力（身体的な暴力だけでなく、心理的暴力、経済的暴力、性的暴力も含む）のこと。

（２）統計データ

①　少子高齢化の進行

本市の出生数及び合計特殊出生率[15]は、平成７（1995）年以降減少傾向となっています。令和２（2020）年の合計特殊1.59は、全国よりは高いものの、2000年までと比べると差が縮まっており、人口置換水準[16]の2.06を大きく下回っています。

また、年齢３区分別人口をみると、年少人口（０歳～14歳）、生産年齢人口（15歳～64歳）の減少に伴い高齢化率が上昇しており、今後も急速な人口減少と高齢化率の上昇が予測されています。

出生数及び合計特殊出生率の推移（丹波市、全国、兵庫県）

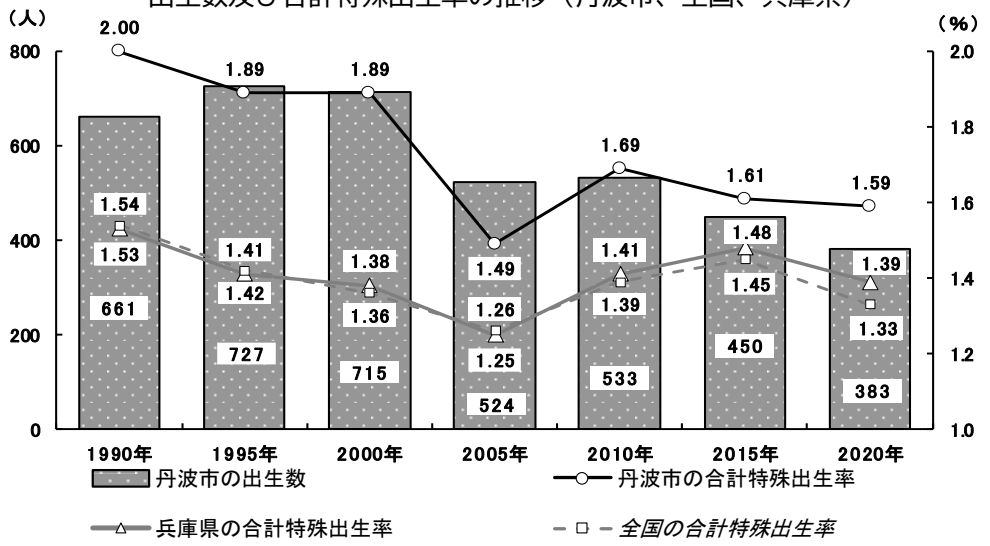

資料：厚生労働省「人口動態調査」

高齢化率と年齢３区分別人口（丹波市）

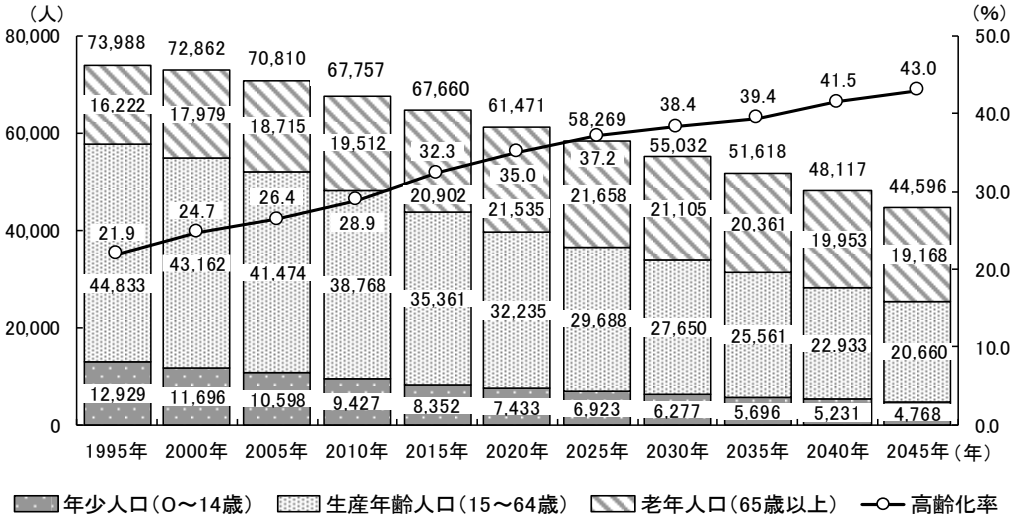

資料：2020 年までは、総務省「国勢調査」、
※総人口は年齢不詳を含むため、年齢の合計とは一致しません。
2025 年以降は国立社会保障・人口問題研究所による推計

15 1 人の女性が生涯に何人の子どもを産むかを示す指標で、15 歳から 49 歳の女性の年齢別出生率を合計したもの。

16 合計特殊出生率がこの水準以下になると人口が減少することになる水準のこと。概ね 2.1 だが年によって変動がある。

②　５歳ごとの年齢・性別純移動数の推移

2010 年に 15～19 歳だった人が、20～24 歳になった 2015 年には、男女とも約 500 人の転出超過[17]になっています。一方、2010 年に 20～24 歳だった人が、25～29 歳になった2015年には、男女とも転入超過[18]になっています。しかし、男性に比べて女性の方が、転入超過が低くなっており、女性の流入人口を増やす必要があります。

５歳ごとの年齢・性別純移動数（丹波市）

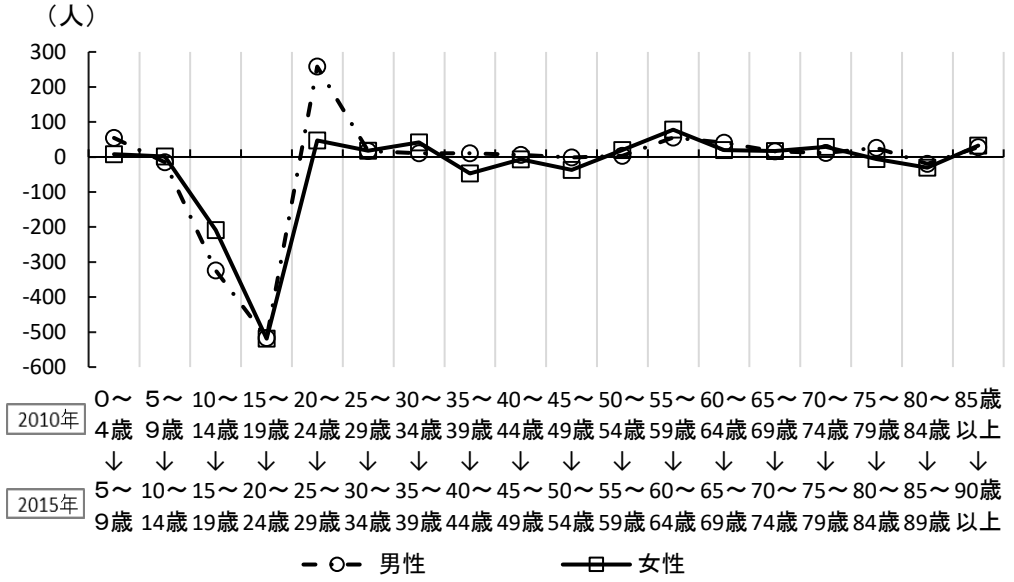

資料：総務省「国勢調査」（2010 年、2015 年）

③　家族形態の多様化

世帯構成の推移を見ると、これまで多数を占めていた三世代世帯の割合は低下し、夫婦のみ世帯、ひとり親と子ども世帯、単独世帯（ひとり暮らし世帯）の割合が上昇し、家族の規模が縮小すると同時に、家族形態の多様化が進んでいます。

世帯類型別構成比の推移（丹波市）

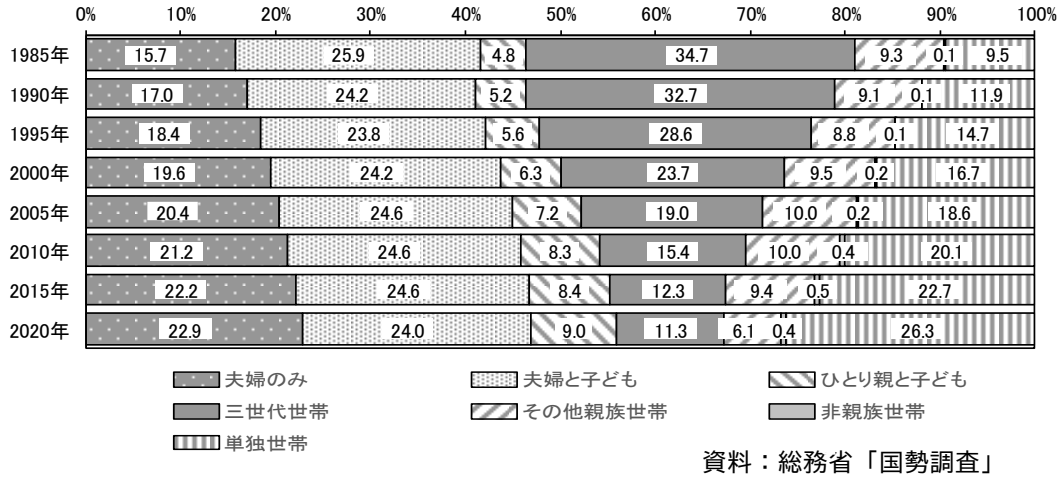

資料：総務省「国勢調査」

17　一定期間における転出数が、転入数を上回っている状態のこと。
18　一定期間における転入数が、転出数を上回っている状態のこと。

④　女性の就業の動向

本市の女性の年齢階級別労働力率（M字カーブ[19]）は、20～84歳の各年代で全国、県平均を上回っています。また、経年比較からは、女性の労働力率は上昇しており、以前よりもカーブは浅くなり、M字の底となる年齢階級も上昇しています。しかし、男性と比べると女性の労働力率は低くなっています。

年齢階級別労働力率の状況（本市と兵庫県・全国との比較）

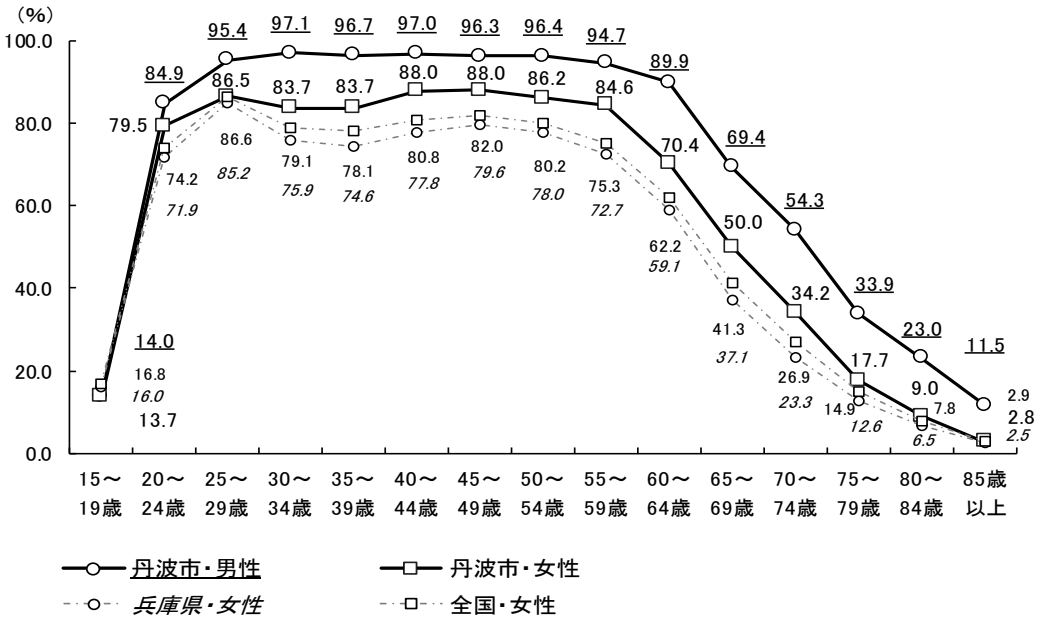

資料：総務省「国勢調査」（2020 年）

女性の年齢階級労働力率の状況（本市の経年比較）

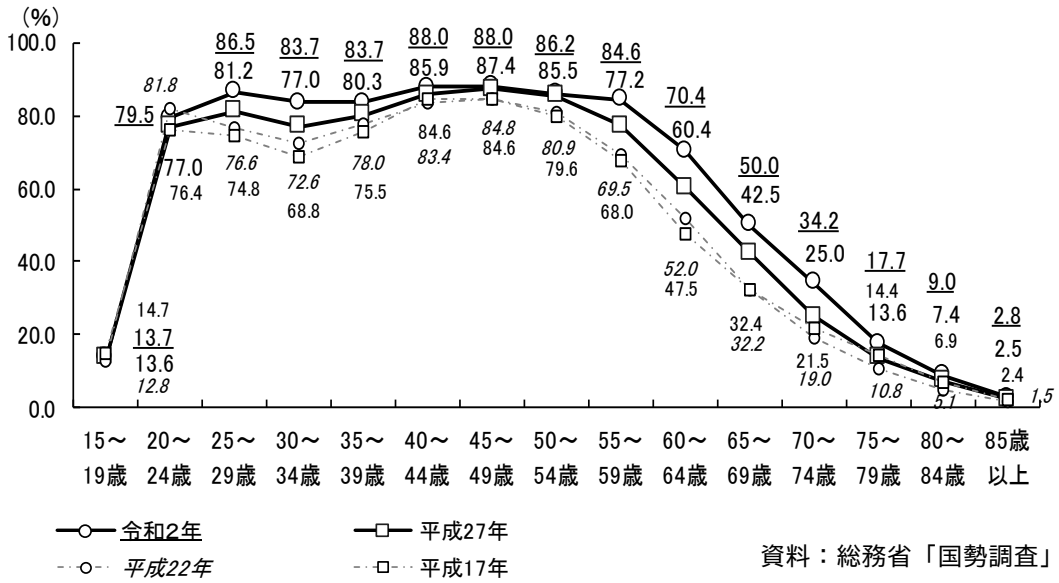

資料：総務省「国勢調査」

19 日本の女性の労働力率を年齢階級別にグラフ化したとき、30 歳代を谷とし、20 歳代後半と 40 歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。これは、結婚や出産を機に労働市場から退出する女性が多く、子育てが一段落すると再び労働市場に参入するという特徴があるためである。

⑤　女性の意思決定・方針決定過程への参画状況

ア　法令（法律・条例）設置の審議会等への女性の登用状況

本市の法令（法律・条例）設置の審議会等への女性の登用状況を見ると、増減を繰り返しながら、上昇傾向にあり、令和３（2021）年４月１日現在で30.1%となっており、県内29市中13番目となっています。

法令（法律・条例）設置の審議会等への女性の登用状況（本市の経年比較）

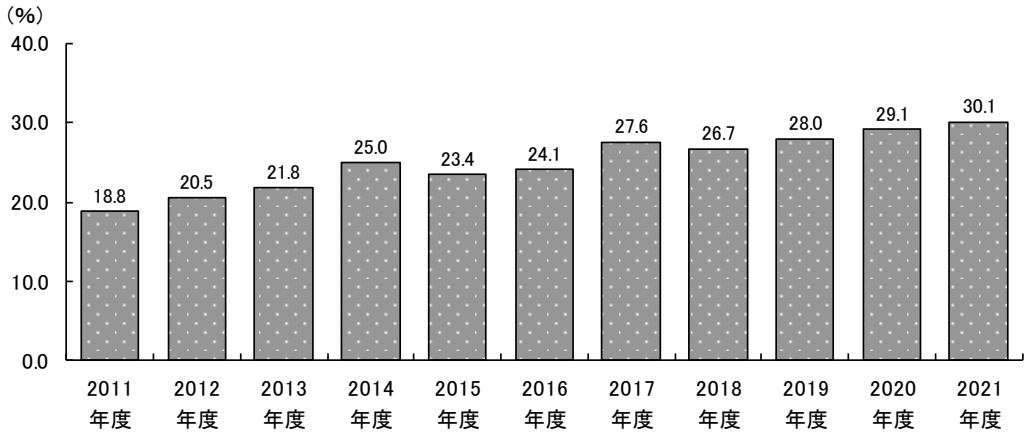

資料：ひょうごの男女共同参画（各年度４月１日現在）

法令（法律・条例）設置の審議会等への女性の登用状況（県内各市の比較）

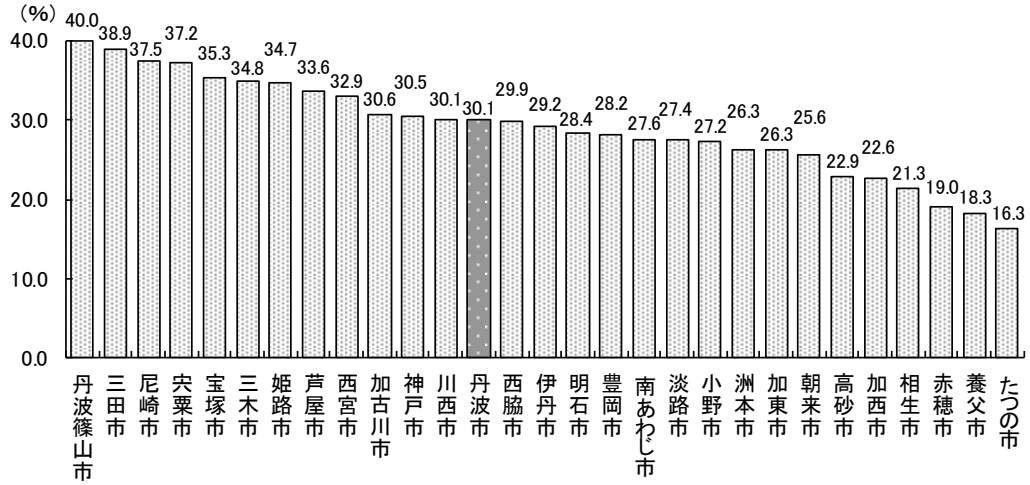

資料：令和３年度ひょうごの男女共同参画（令和３年４月１日現在）

イ　自治会長に占める女性の割合

本市の自治会長（299名）のうち、女性は、０名から２名程度で推移していますが、副自治会長は、令和元（2019）年度から20名を超えています。県内他市との比較では、令和３（2021）年４月１日現在、調査実績のある県内25市中22番目となっています。

自治会長・副自治会長の女性の人数（本市の経年比較）

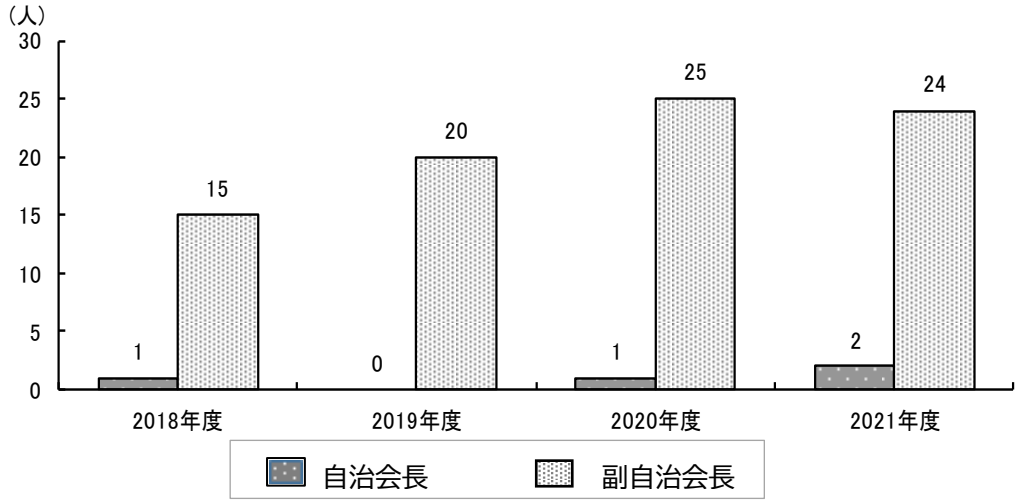

資料：丹波市市民活動課調べ

自治会長に占める女性の割合（県内各市の比較）

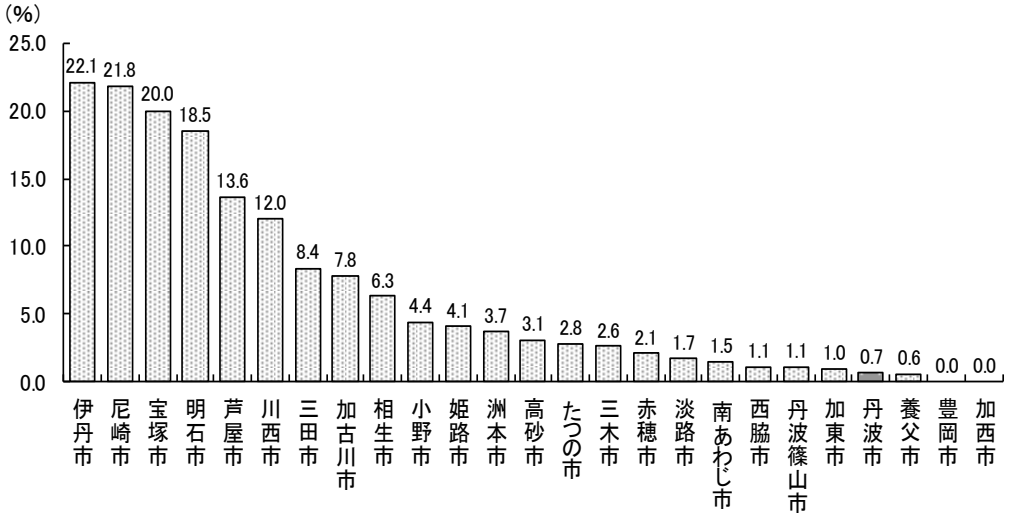

資料：令和３年度　ひょうごの男女共同参画（令和３年４月１日現在）
神戸市、西宮市、朝来市、宍粟市は調査実績なし

ウ　自治協議会における女性の人数

市内 25 の自治協議会のうち、４自治協議会において、会長・副会長に女性が登用されています。

自治協議会会長・副会長の女性の人数（本市の経年比較）

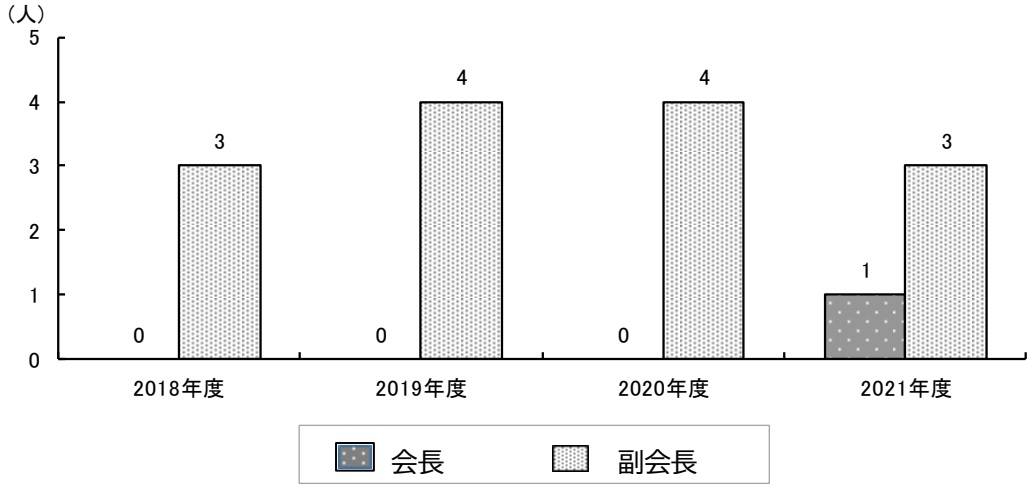

資料：丹波市市民活動課調べ

エ　市役所管理職に占める女性の割合

丹波市役所の管理職に占める女性の割合を見ると、令和３（2021）年４月１日現在で12.0%と、県内29市中25番目となっています。

管理職に占める女性の割合（本市の経年比較）

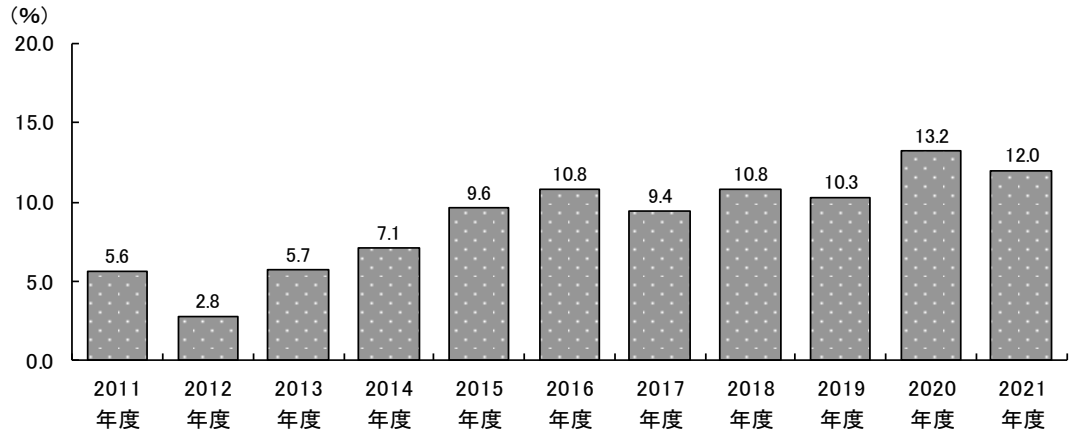

資料：ひょうごの男女共同参画（各年度４月１日現在）

管理職に占める女性の割合（県内各市の比較）

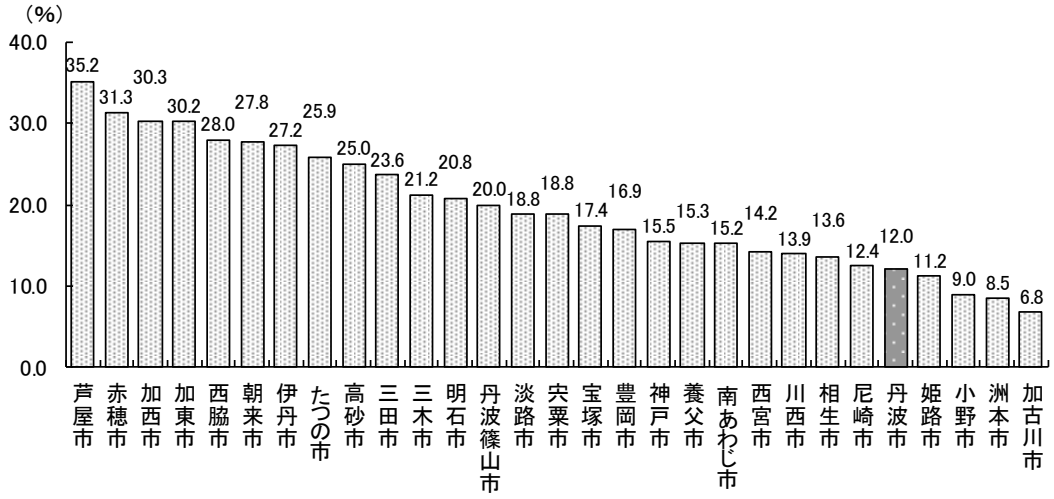

資料：令和３年度ひょうごの男女共同参画（令和３年４月１日現在）

（３）市民意識調査・事業所調査の主な結果

男女共同参画に関する市民意識の実態や変化を把握し、本計画策定並びに今後の施策展開の参考にするため、令和３年度に、18歳以上の市民１,000人を対象とした「市民意識調査」と市内100事業所を対象とした「事業所調査」を実施しました。

①市民意識調査

ア　分野別の男女の平等感について

男女の地位の平等感について、『③学校教育の場で』は、「平等になっている」が５割近くを占めていますが、その他の分野では、“男性の方が優遇されている”と感じる割合が高くなっています。特に、『⑦社会通念・習慣・しきたりで』『⑧社会全体で』男性の方が優遇されていると感じる人が７割を超えており、固定的な性別役割分担意識が根強く残っていることがうかがえます。

分野別の男女の平等感

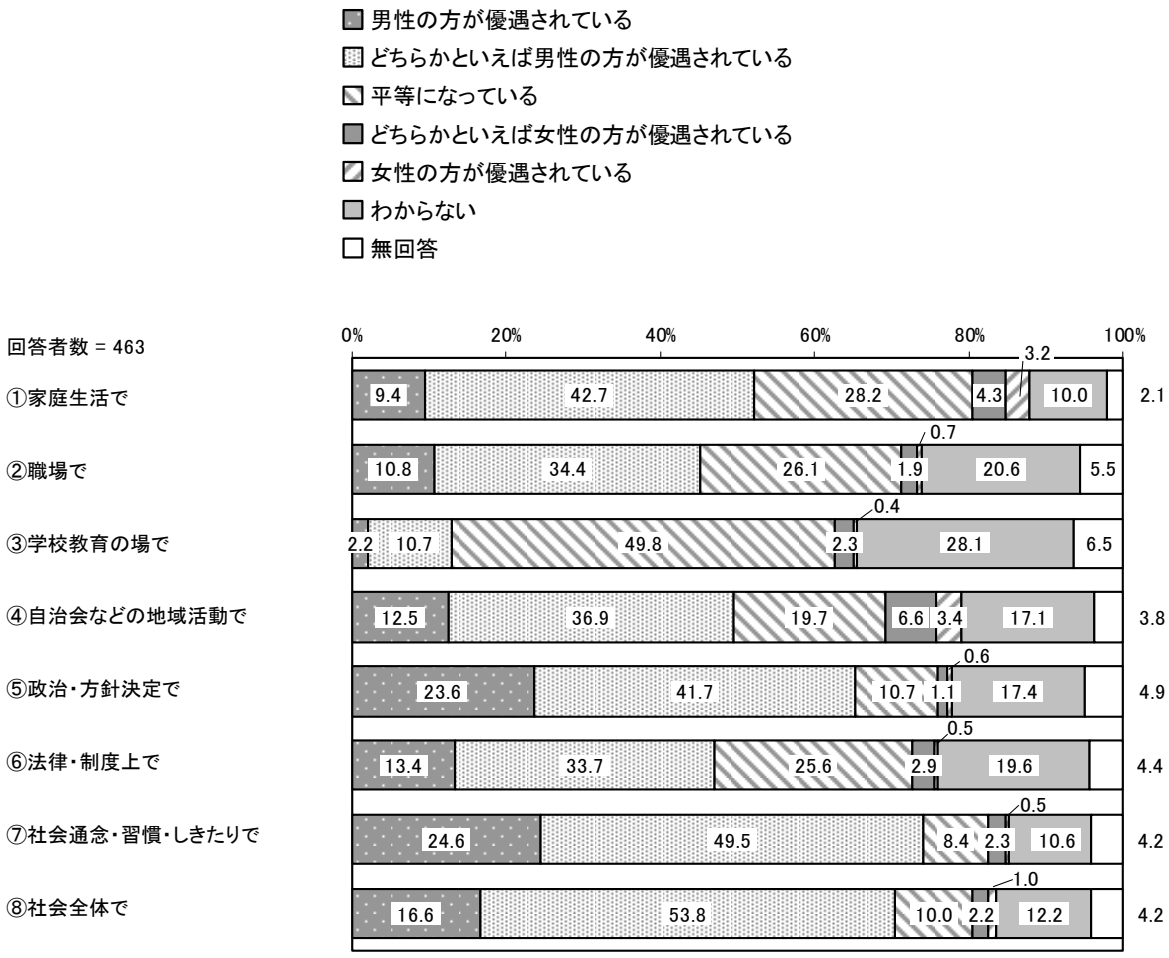

イ　性別役割分担意識に対する考え方について

「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方について、“反対”の割合が50.3%で、平成28年度調査（以下「前回調査」という。）の54.1%と同様に、半数を占めています。

前回調査と比較して、“賛成”と考える男性の割合は、1.3ポイント（34.0%→32.7%）低くなっているのに対し、女性は、8.4ポイント（28.5%→20.1%）低くなっています。社会の変化とともに女性の意識は、大きく変わっていますが、男性の意識に変化が少ないことから、さらに固定的な性別役割分担意識の解消を進めていく必要があります。

固定的性別役割分担に対する考え方

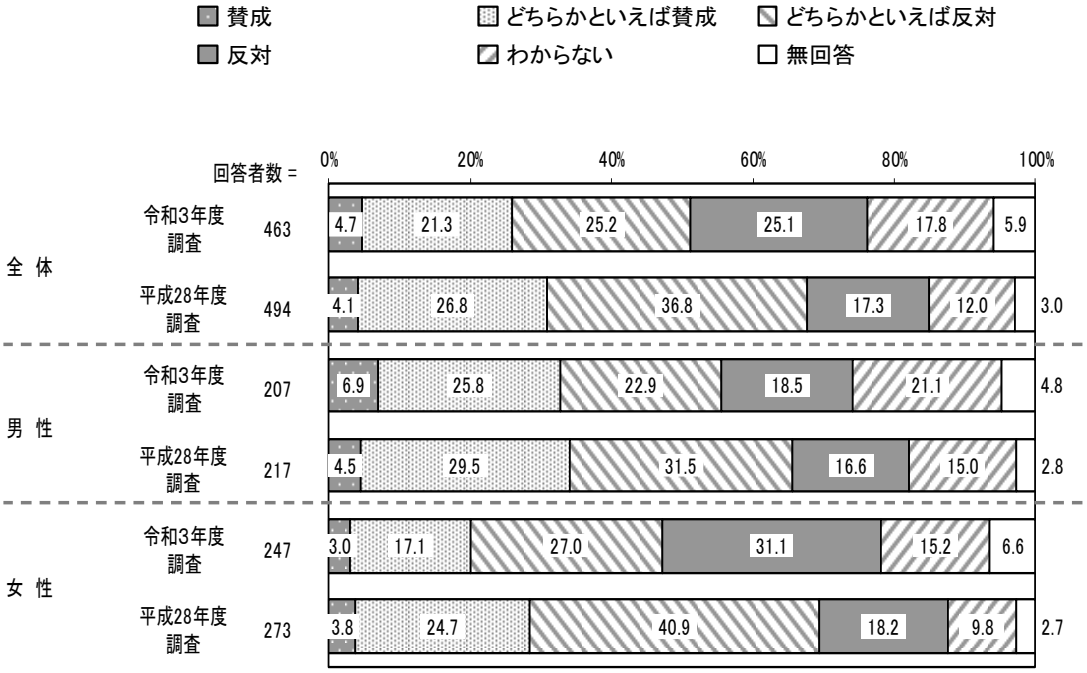

ウ　女性が仕事をもつことについての考え方について

女性が仕事をもつことについて、「結婚や出産にかかわらず、仕事をもち続けたほうがよい」の割合が45.9%で最も高く、ついで「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事をもつほうがよい」の割合が20.7%となっています。ライフステージ[20]が変わっても、仕事を続けたい人が続けられるような家庭環境や職場環境、子育て環境を整えることが必要です。

女性が仕事をもつことについての考え方

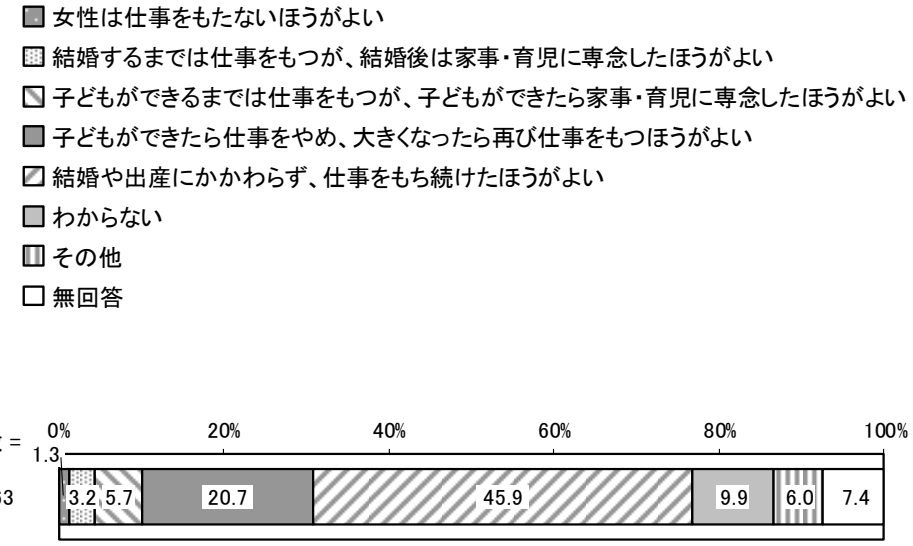

[20] 人間の一生における各段階のこと。幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期などに区分した、それぞれの時期。

エ　「仕事」・「家庭生活」・「地域・個人の生活」の希望と現実について

男女ともに『「仕事」と「家庭」をともに優先したい』と希望する割合は26.5%を超えていますが、現実は19.0%程度になっています。

また、男性は「仕事」を優先している割合が、希望より、現実が25.7ポイントも高くなっていることから、「家庭生活」よりも「仕事」・「地域・個人の生活」を優先せざるを得ない現実があることがうかがえます。

一方、『「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい』と希望する女性は15.6%ですが、現実は4.4%と低くなっており、「仕事」や「家庭生活」を優先せざるを得ない現実があることがうかがえます。

「仕事」・「家庭生活」・「地域・個人の生活」の優先度に対する希望と現実

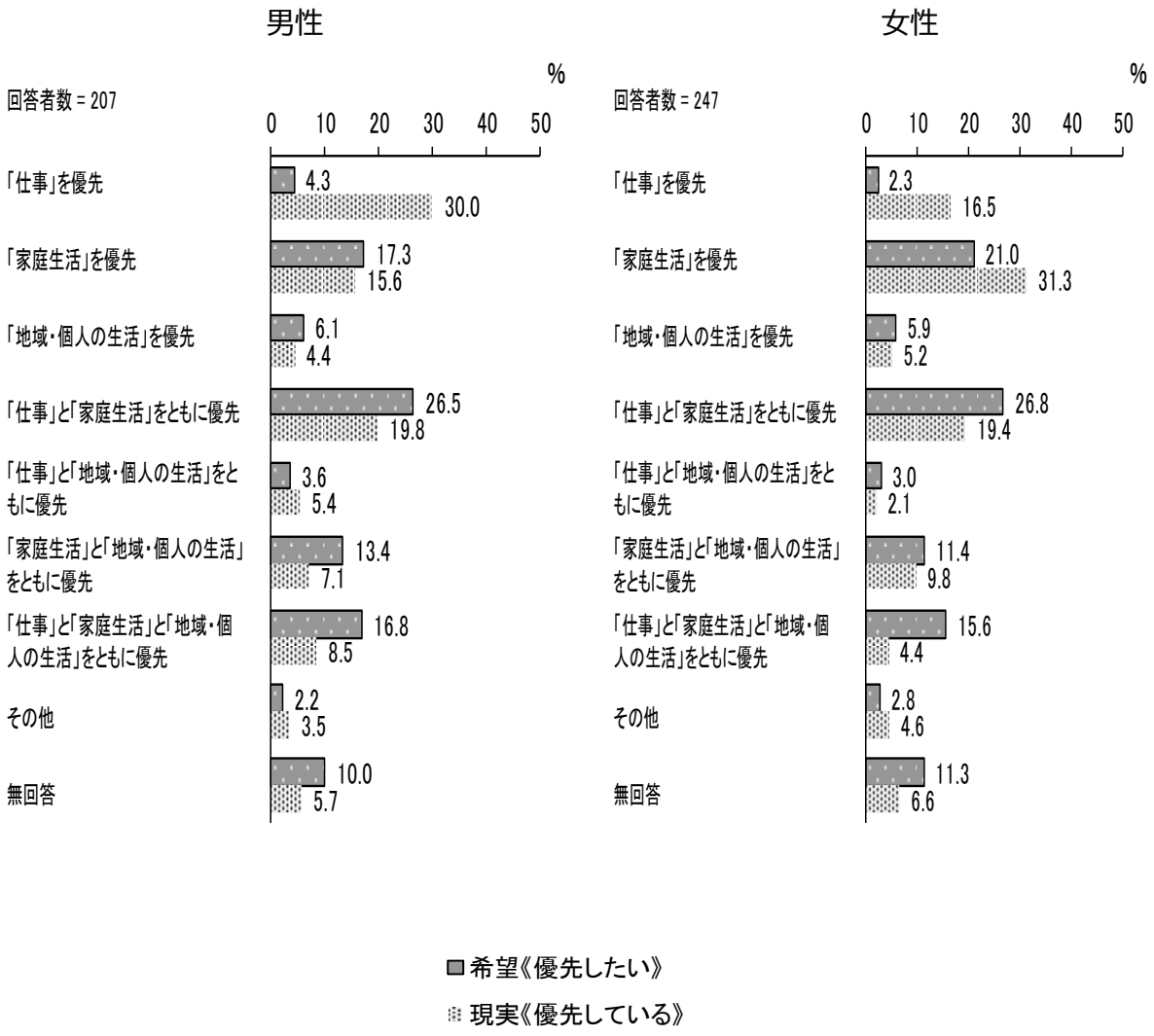

オ　就労をしている人の１日あたりの「家事」・「育児」・「介護」の時間について

男性は、平日の「家事」・「育児」・「介護」時間が「ほとんどない」割合が27.6%と高くなっていますが、女性は、「３時間～４時間未満」の割合が21.8%、ついで、「５時間以上」が19.9%と高くなっています。男性よりも女性の方が「家事」・「育児」・「介護」にかける時間が長いことから、就労の時間を短くせざるを得ない、または、仕事を優先したくてもできない環境があると考えられます。

また、平日に比べて休日は、男性は「１時間以上」するという時間が14.4ポイント増えているものの、女性は「４時間以上」かけている割合17.3ポイントが増えていることから、女性が「家事」・「育児」・「介護」を担う割合が大きいと考えられます。

就労をしている人の１日あたりの「家事」・「育児」・「介護」の時間（平均）

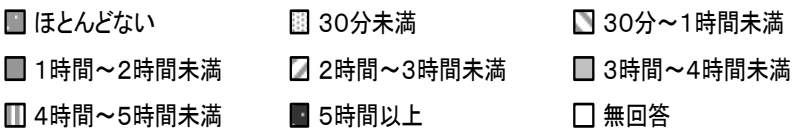

①　平日

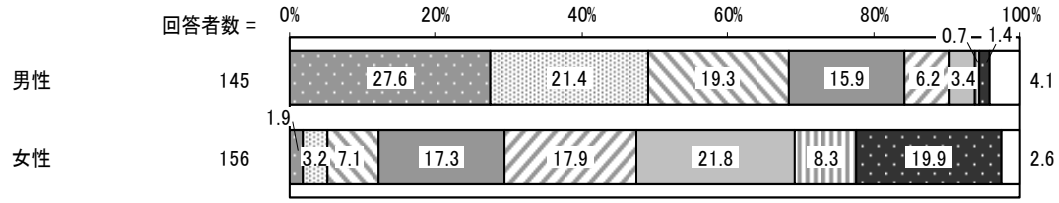

②　休日

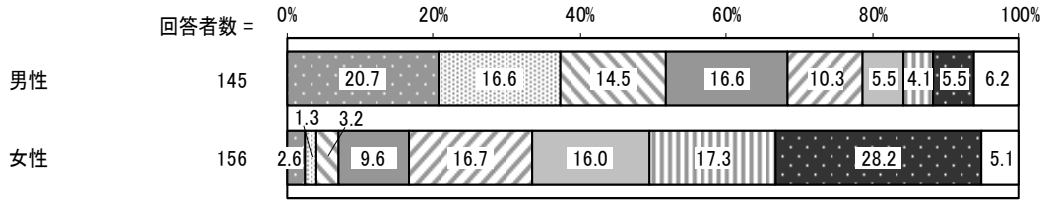

カ　住民自治組織での男女共同参画について

住んでいる地域の住民自治組織への参画について、「会長・副会長・会計など、役員によって選ばれる性にかたよりがある」が36.8%、「女性が役員になりにくい雰囲気がある」が25.1%、「地域の行事によっては、女性が参加できないものがあるなど、男性との差がある」が14.3%になっており、前回調査と同様、地域の合意形成の場に女性が参画できる機会が少ないことがうかがえます。

居住地域での男女不平等なこと（複数回答）

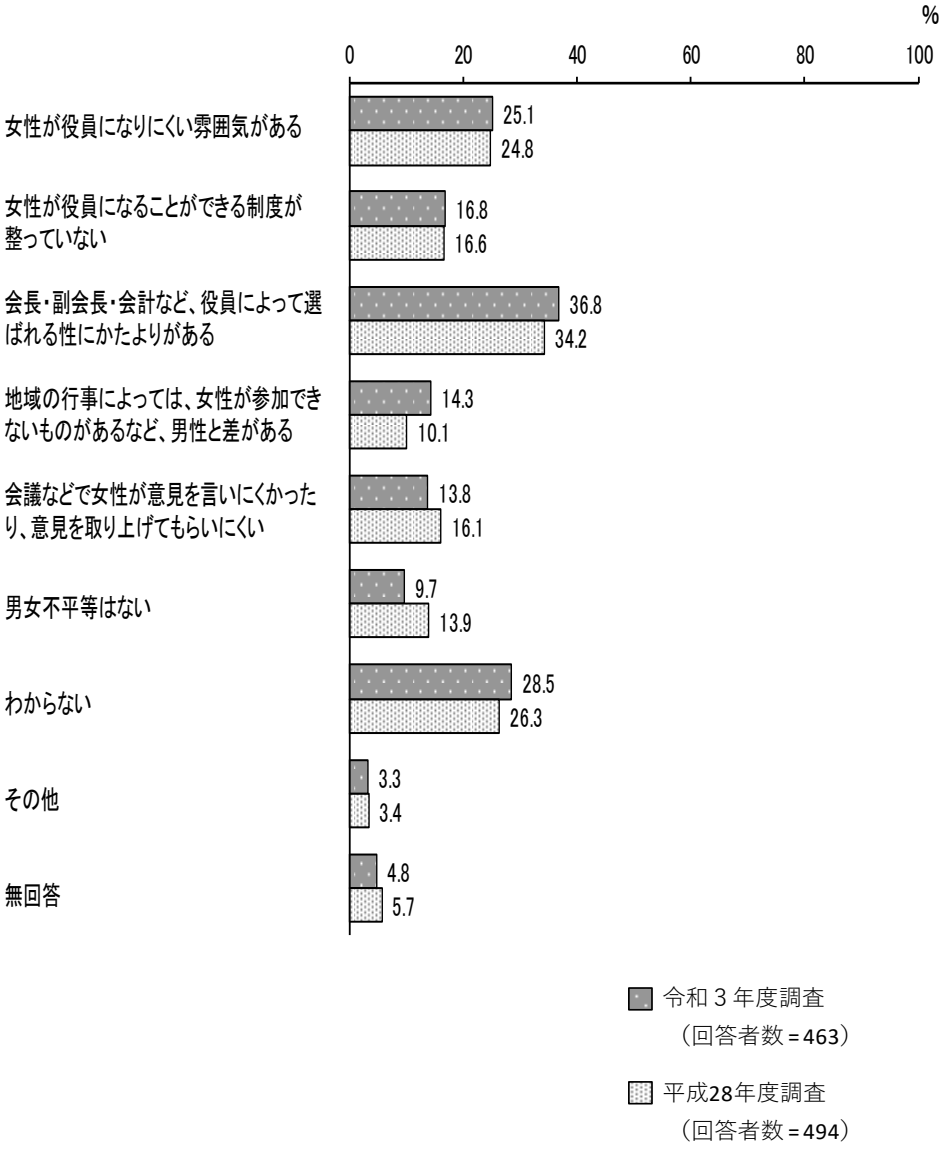

キ　地域活動における男女共同参画を進めていくために必要なことについて

地域活動の中で、男女共同参画を進めていくためには「配偶者や家族の協力」が必要という割合が 44.6%で最も高く、ついで「地域活動の場での男女の性別役割分担意識の解消」が 36.4%、「参加のきっかけとなる地域活動情報の提供」が 27.7%となっています。

地域活動等への参画には、配偶者や家族など周囲の協力のほか、「男性だから」「女性だから」という意識を見直し、誰もが参画しやすい体制づくりを考えていくことが必要です。

地域活動における男女共同参画を進めていくために必要なこと（複数回答）

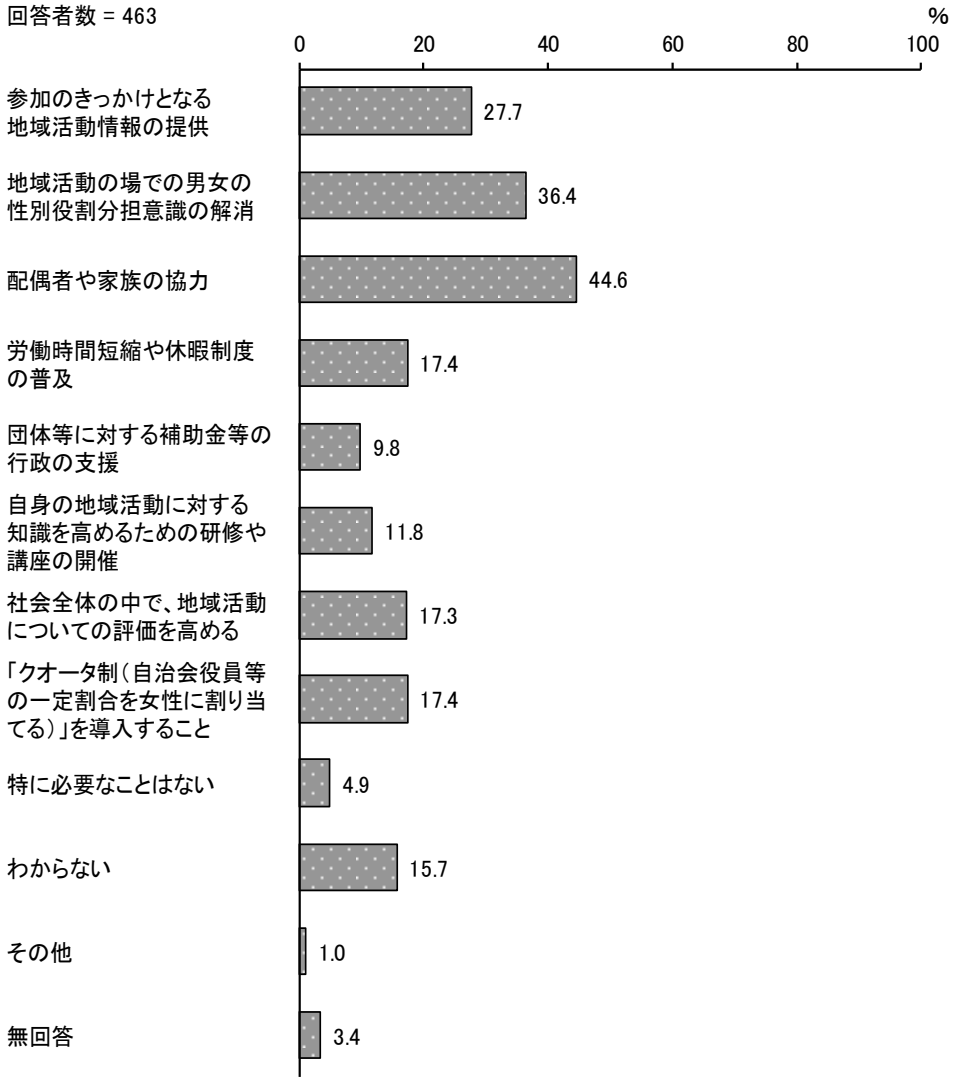

②事業所調査

ア　女性の管理職登用についての考え方について

女性の管理職登用について、「意欲や能力のある女性は、どんどん管理職に登用したい」、「男女かかわらず、平等に登用したい」と考える事業所は９割を超え、「女性に適していると思われる職種や業務については、管理職に登用したい」が８割を超えています。さらに、「どちらかというと管理職には男性がふさわしく、女性を管理職に登用する予定はない」と“思わない”の割合が８割近くあり、女性の管理職登用に対して、積極的に考える事業所が多い結果となっています。

一方、「女性は家事や育児・介護などの負担も大きく、管理職に就くのは難しい」と“思わない”が４割程度であるのに対し、“ややそう思う”“どちらとも言えない”を合わせた割合が６割を超えているため、女性の家事等の負担が管理職登用に影響を与える可能性があることがうかがえます。

女性の管理職登用についての考え方

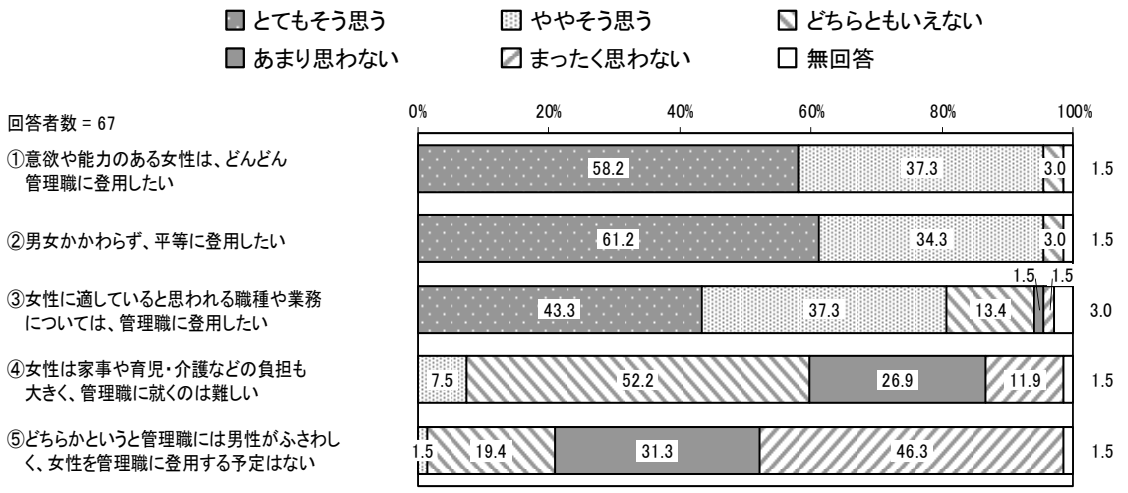

イ　女性の管理職登用の推進にあたっての課題と取組について

女性の管理職登用を推進するにあたっての課題については、「管理職になることに、意欲的な女性従業員がいない（少ない）」の割合が５割を超え、次いで「必要な知識や経験、判断力等を有する女性従業員がいない（少ない）」や「女性従業員は、仕事より家庭を優先する傾向がある」の割合が３割を超えており、女性の意欲や能力に関する回答が高くなっています。

また、女性の管理職登用を推進するための取組として「女性の積極的な募集や採用」や「非正規雇用から正規雇用への登用制度の整備」は、７割以上の事業所が「実施」「実施を予定している」ものの、「女性管理職の積極的な登用」や「女性活躍・男女共同参画・ハラスメント防止等の研修」は、３割以上の事業所が「実施予定なし」となっています。

以上のことから、女性の管理職登用の推進は、女性個人の意欲や能力の問題だけではなく、「女性だから」というだけで能力を活用させない社会の慣習や「男女共同参画」に対する認識の低さが根強く残っているという背景を考慮する必要があると考えられます。

女性の管理職登用の推進にあたっての課題（複数回答）

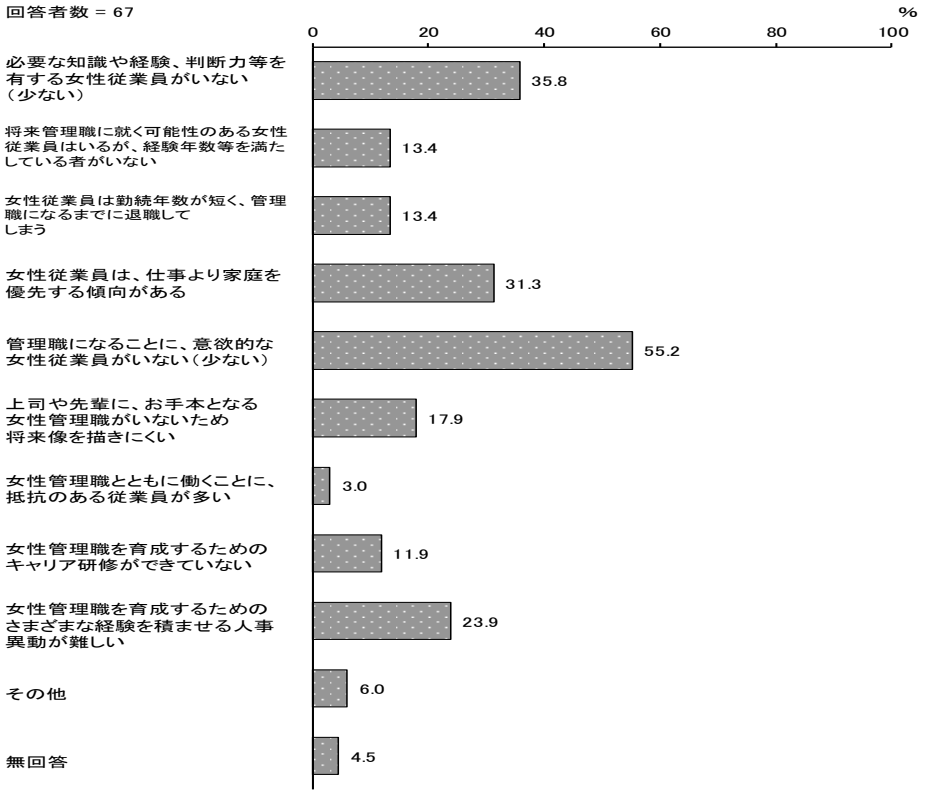

女性の管理職登用の推進にあたっての取組（複数回答）

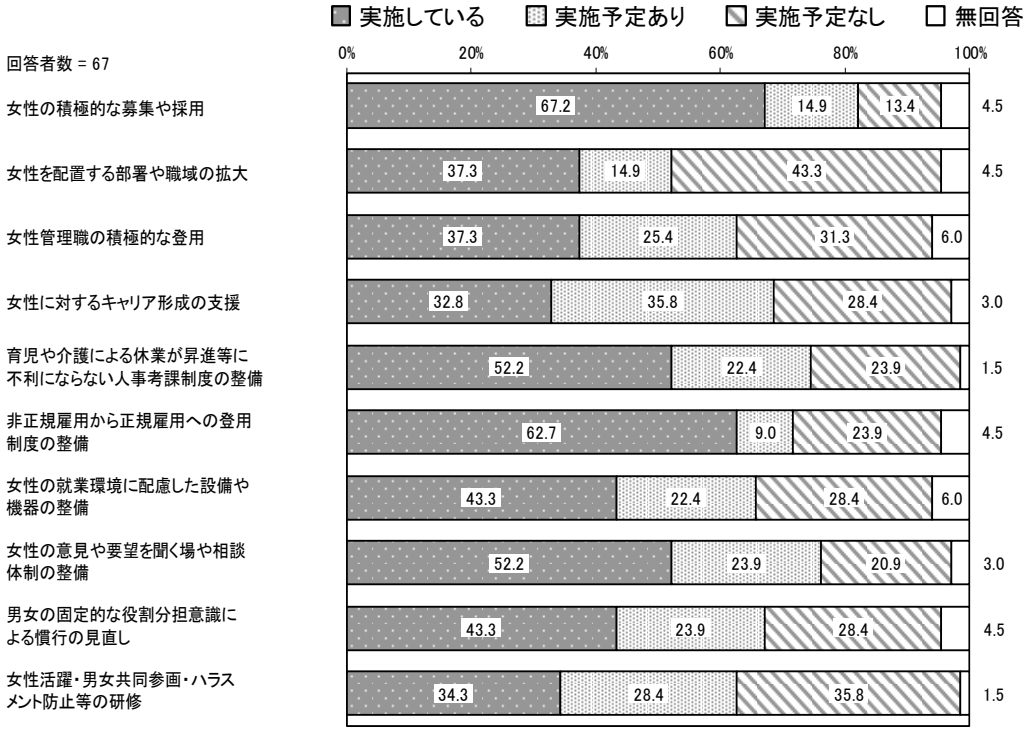

ウ　実際にハラスメントで問題になったことの有無について

７割を超す事業所がハラスメントで「問題になったことがない」と回答しています。しかし、実際にハラスメントが問題になっているという回答があることから、ハラスメント防止に向けた取組が必要です。

実際にハラスメントで問題になったことの有無（複数回答）

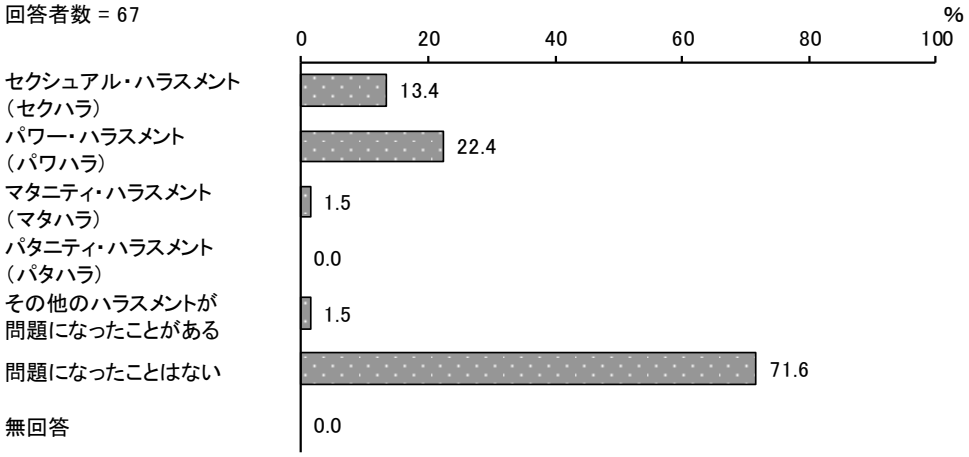

エ　ハラスメントが起こった場合の対応について

ハラスメントが起こった場合の対応として、７割の事業所が「当事者のプライバシー保護や精神的なケアが難しい」と感じています。一方、５割が「どのような案件がハラスメントに該当するのか、判断が難しい」、３割が「ハラスメント相談を受ける担当者の知識やスキルが不足している」と感じている事業所もあるため、ハラスメントに対する正しい理解を深めていく必要があります。

ハラスメントが起こった場合の対応（複数回答）

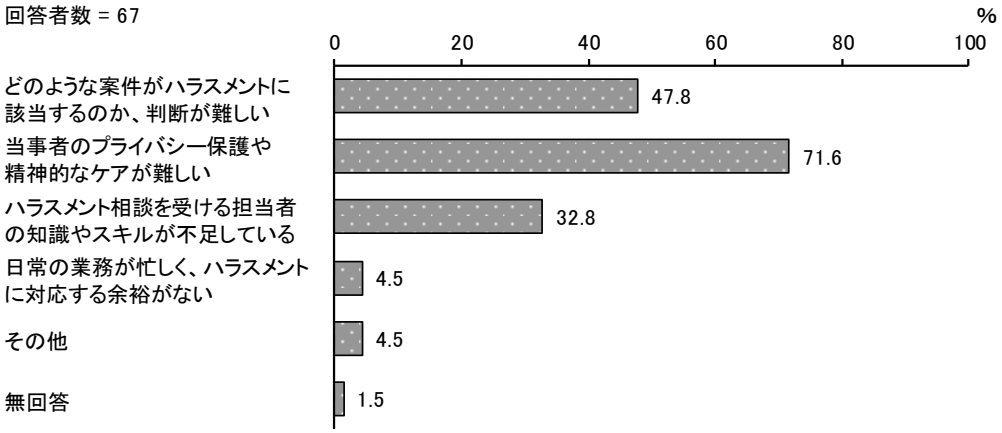

（４）地域団体ヒアリング調査・市民ワークショップの結果

①　地域団体ヒアリング

地域で男女共同参画の推進に取り組まれている「柏原男女共同参画推進会」と「吉見地区男女共同参画推進連絡会」の２団体に、地域での課題などについてヒアリングを行いました。

ア　地域づくりについて

自治会の公民館に女性トイレをつくったことで女性だけでなく、男性も使いやすくなっている。「女性のため」だけでなく結局「みんなにとって」使いやすくなった。

イ　地域の防災活動における取組や配慮について

現在、地域の自主防災組織[21]では、役員で分担が決まっているが、救護班や炊き出し班は、女性ばかりになっている。男性の力が必要な場面もあると思うので、救護班や炊き出し班にも男性を配置したほうがよいと感じた。

ウ　女性活躍について

①　地域で男女共同参画を進める上では、男性の意識も変えなければいけないと言われている。男女共同参画を進めたら自分は損をすると考えている人もいる。家事をしなければいけなくなると考えている人もいるようである。

②　地域の方たちの意識を変えていくことが大切だと思う。地域活動は「男の人にしてもらっておけば楽でよい」、「夫がいるので出てもらえばよい」という意識がまだ強い。

③　「女性だから参加しなくてもよい」という固定的な性別役割分担意識が根底にあるので、周知啓発をして改善することが必要だと思う。家庭内での男女共同参画とも並行して進めていく必要があると考える。

④　会議や役職就任時には、女性は経験がないのでとても不安である。特に女性はそのような経験をする機会が少ないということは事実だと思う。経験のある方からアドバイスをいただきながら進めることができれば、会議や企画のやり方を理解して、役員として育っていくことができると思う。

【地域団体ヒアリングの様子】

21　災害による被害を予防・軽減するための活動を行う、地域住民主体の任意団体のこと。

② 市民ワークショップ

市民の方々の意見やアイデアを伺い、計画に反映させるため、ワークショップを開催しました。それぞれのテーマごとにグループワークをし、現状や課題、方向性を話し合っていただきました。（参加者 21 名）

テーマ①　女性が（男性も）、自分らしく個性と能力を発揮できるようになるには？

	現状・課題	方向性
家庭	・家庭の中ではアンコンシャス・バイアス[22]が強い ・家での役割分担が偏っている ・女性はこうあるべき、男性はこうあるべきという考えがある	・女の子だから、男の子だからという価値観を捨てる ・両親の姿を見せる（父親の参画） ・家庭でアンコンシャス・バイアスの話をする
職場	・仕事の役割分担が偏っている ・成功へつながるチャレンジ体験の場を与えられていない	・女性が仕事のやりがいを見つけ、自信と意欲につなげる ・管理職が女性になるとダイバーシティ[23]につながる
地域	・女性の管理職は地域から低く見られることがある ・法律や社会のルールが平等ではない（時代錯誤） ・自治会で女性の役割が少ない	・自治会役員構成に女性の割合を増やしていく ・若い世代が地域の親世代の中に入っていく ・年代別や性別ごとの意見交換会
行政	・教育の場（リカレント教育[24]）が必要 ・行政の審議会で女性の参画に偏りがある	・市役所の女性職員に色々な部署を経験させる ・ワークショップや学習会を開催する

テーマ②　困難を抱えた女性を支援するには？

	現状・課題	方向性
困りごと	・フルタイムで働くひとり親の仕事量が多い ・ダブルケア[25]・トリプルケア[26] ・コロナで仕事ができない ・誰に相談したらよいかわからない ・頼れる人がいない ・助けを求めることができない ・支援のための制度を知らない	・女性を支援する民間団体をつくる ・女性サポートコーディネーター講座の開催 ・地域で子育てをするという意識づくり ・地域の身近な居場所づくり ・ＳＮＳ[27]の広告で相談窓口を知らせる ・公衆の目につきやすい場所で、行政の相談窓口をＰＲする ・子育て中の人を助けるためのボランティアを派遣する ・多様な学びの機会を用意する ・生きる力を育てる学習の場をつくる ・市民に向けたＤＶ防止に関する研修会を開催する
地域	・女性を支援するＮＰＯ法人[28]がない ・コロナ禍で話をする機会が減っている ・人間関係を築きにくい、つながりがない	

22 誰もが潜在的に持っている無意識の思い込みのこと。

23 多様性を受け入れ、尊重すること。一人ひとりの「違い」を認め合い、「違い」に価値を見出すという考え。多様性には、人種、性別、年齢などの外的な違いだけでなく、価値観、生き方、考え方、性格などの内的な違いも含む。

24 学校教育から離れたあとも、それぞれのタイミングで学び直し、仕事で求められる能力を磨き続けていくこと。

25 子育てと親の介護を同時に抱えている状態のこと。

26 子育てと親の介護に加えて祖父母の介護や仕事などを同時に抱えている状態のこと。

27 social networking service の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援するインターネットを利用したサービスのこと。

28 平成 10 年施行の「特定非営利活動促進法（NPO 法）」により法人格を認証された民間非営利団体。特定非営利活動法人のこと。

（５）第３次計画の成果

第３次計画の計画期間である平成30年度から令和４年度の５年の間に、条例を制定し、男女共同参画社会づくりの拠点となる丹波市男女共同参画センターを開設しました。また、丹波市配偶者暴力相談支援センターを設置し、男女共同参画社会を築く上での環境を整えてきました。

第３次計画の実施状況や数値目標の成果については、毎年度、年次報告書を作成し公表してきました。本計画を策定するにあたり、基本目標に則した22項目に対して、第３次計画策定時数値と令和３年度年次報告書にまとめた直近の現状値（令和３年度）、目標値（令和４年度）を比較し、評価を行いました。このうち、目標値に達したものは１指標（◎）、目標値には達していないが、計画開始時と比較して向上しているのが14指標（○）、計画開始時と変わっていないものが１指標（△）、計画開始時と比較して低下しているのが６指標（×）という結果になっており、男女共同参画社会の実現に向けさらなる取組が必要です。

評価の考え方
◎・・・目標値に達した
○・・・目標値に達していないが、計画開始時と比較して向上
△・・・計画開始時と同等
×・・・計画開始時と比較して低下

基本目標	NO	項目	第３次策定時数値（平成28年度）	直近の現状値（令和３年度）	目標値（令和４年度）	評価
１　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	1	社会全体の中で「男女平等」になっていると考える人の割合	13.4%	10.0%	30.0%	×
	2	固定的性別役割分担に「反対」、「どちらかといえば反対」と考える人の割合	54.1%	50.3%	60.0%	×
	3	男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	14.1%	13.0%	30.0%	×
	4	学校管理職に占める女性管理職の割合	10.3%	13.8%	22.0%（R７）	○
２　あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	5	男女共同参画センターの名称も機能も知っている人の割合	－	22.1%	30.0%	○
	6	女性の活躍推進に関する協定締結事業所数	17事業所（H29）	58事業所	60事業所	○
	7	審議会等委員の女性割合	25.1%（H29）	28.5%	35.0%	○
	8	女性農業委員数	１人（H29）	１人	３人	△
	9	市役所職員の女性管理職割合	9.4%（H29）	12.4%	15.3%	○
	10	男女共同参画センター登録団体数	－	３団体	30団体	○
	11	自治会などの地域活動の場で「男女平等」になっていると考える人の割合	16.7%	19.7%	30.0%	○

基本目標	NO	項目	第３次策定時数値（平成 28 年度）	直近の現状値（令和３年度）	目標値（令和４年度）	評価
３　仕事と生活の調和が図れる環境づくり	12	ワーク・ライフ・バランスを言葉も内容も知っているとする人の割合	14.8%	20.6%	40.0%	○
	13	ワーク・ライフ・バランスが進んでいると考える人の割合	50.9%	55.0%	60.0%	○
	14	週労働時間 60 時間以上の労働者の割合	11.1%	2.6%	5.0%	◎
	15	市役所における男性育児休業取得率	０%	8.2%	10.0%	○
	16	市の子育て支援施策や子育て環境に満足している人の割合	33.5%	44.5%	55.0%	○
４　健やかに安心して暮らせる社会づくり	17	ＤＶ被害を受けた人のうち相談した人の割合	47.0%	25.2%	70.0%	×
	18	ＤＶを「言葉も内容も知っている」とする人の割合	69.2%	59.0%	80.0%	×
	19	住んでいる地域は生活課題について、気軽に相談できる環境が整っていると感じている人の割合	28.9%	35.9%	42.0%	○
	20	子宮頸がん検診受診率（20～69 才までを対象）	20.0%	16.9%	50.0%（R７）	×
	21	乳がん検診受診率（40～69 才までを対象）	14.4%	20.6%	60.0%（R７）	○
	22	女性消防団員数	10 人（H29）	12 人	15 人	○

出典：令和３年度現状値「第３次丹波市男女共同参画計画令和３年度年次報告書」

（6）課題のまとめ

市民意識調査・事業所調査や地域団体ヒアリング、市民ワークショップの結果及び、第3次計画の成果、社会情勢を踏まえ、以下のとおり、第３次計画の基本目標ごとに課題をまとめました。

基本目標１　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり

①　性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行などの見直し

・男女共同参画に関する様々な取組が社会全体で進められているものの、依然として人々の意識が変わるまでには至っていません。長年にわたり人々の中に形成された固定的な性別役割分担意識や性差に関する偏見、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が残っているため、あらゆる機会を通じた広報・啓発の充実を図る必要があります。

・男女共同参画は、女性の課題と捉えられがちですが、男女が共に進めていくものです。男女共同参画社会は、男性にとっても生活しやすい社会であり、多様な生き方にもつながることから男性に対して積極的な働きかけをする必要があります。

②　男女共同参画に関する教育の充実

・男女平等の価値観や意識は、幼少期からの生活や教育に影響され、その後の生育環境や他者との関わりなどから形づくられ固定化されることから、ライフステージの全ての段階を通じ、多様性を認め合い人権を尊重する教育の充実に取り組む必要があります。

③　市民、事業所、団体等との連携、協働による取組の推進

・男女共同参画社会の実現には、行政だけでなく、市民や団体、事業者などの主体的な取組が必要なことから、男女共同参画の推進に向けた活動支援や情報提供のほか、連携・協働による取組を推進させる必要があります。

基本目標２　あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり

①　働く場における女性活躍の推進

・固定的な性別役割分担意識にとらわれることなく個人が能力を発揮できるように、男女共同参画の視点を一層広げていく取組を進める必要があります。
・女性のキャリア形成を支援することや働く上で必要な労働法等の情報提供を行う必要があります。また就労に向けての情報や知識を得て、働き方について考えることができる機会の提供を行う必要があります。
・女性のライフスタイルやライフステージに応じた多様な働き方ができるよう、事業所への環境整備の働きかけや女性活躍を推進する事業主を支援する必要があります。

②　政策・方針決定過程への男女共同参画の促進

・男女共同参画社会を実現するためには、政策・方針決定過程に女性をはじめ、多様な意見が反映されることが重要です。市の審議会委員等をはじめ、あらゆる分野の意思決定過程への女性の参画をより一層進める必要があります。

③　地域社会における男女共同参画の促進

・固定的な性別役割分担意識などが、男女不平等を生じさせている要因となっています。地域活動の場において、女性が参画できる機運を高める必要があります。

基本目標３　仕事と生活の調和が図れる環境づくり

①　ワーク・ライフ・バランスの推進

・働きたいと望む人が、子育て・介護・地域活動等の生活と仕事の二者択一を迫られることなく働き続け、能力を十分に発揮できるよう、多様で柔軟な働き方の実現を図る必要があります。
・男性の家事や育児、介護などへの参画を進めるため、育児・介護休業法などの周知や意識改革に取り組む必要があります。
・子育てをしながらでも安心して就業できる子育て支援の充実など、職業生活と家庭生活の両立をはかるための環境整備を進める必要があります。
・長時間労働の削減やテレワークなどの多様で柔軟な働き方の普及を図る必要があります。

基本目標４　健やかに安心して暮らせる社会づくり

①　ＤＶや各種ハラスメントの防止に向けた取組と被害者支援

・実際にＤＶ被害を受けた女性が「相談した」という割合が低いため、ＤＶや各種ハラスメントなどの人権侵害を防止する教育や啓発、丹波市配偶者暴力相談支援センターなどのあらゆる相談窓口の周知を行う必要があります。

②　生涯を通じた健康づくり支援

・誰もが生涯を通じて心身ともに健康に過ごすために、男女それぞれのライフステージに応じた身体的な変化や病気のリスクを十分に理解し、年代に応じた健康診断を受ける必要があります。

③　貧困など困難を抱える女性等の生活や就労支援

・固定的な性別役割分担意識や経済力の格差などから、女性が日常生活や社会生活を営むうえで、困難な問題に直面することが多いという社会的な課題を踏まえ、貧困などの生活上の困難を抱えている女性やひとり親世帯などが、孤立しないための支援を進める必要があります。

④　防災分野における男女共同参画の推進

・地域防災活動や避難所運営に女性や障がい者、子どもなどの視点が入りにくい現状があるため、多様な視点が入る仕組を構築する必要があります。

3 第４次計画の方向性

市民意識調査・事業所意識調査等の結果や第３次計画の成果、社会情勢を踏まえて、本計画では、「1. 男女共同参画の視点に立った意識改革をすること」「2. あらゆる分野において男女が参画するためには、仕事と生活、地域活動等のバランスを支えることができる環境を整えること」「3. 誰一人取り残されない男女共同参画社会を実現すること」、以上、3点を重要な視点として、３つの基本目標を設定しました。

第３次計画		第４次計画	
基本目標	次期計画に向けた課題	重要な視点	（新）基本目標
1　男女共同参画社会の実現に向けた基盤づくり	・性別役割分担意識の解消や社会制度・慣行などの見直し ・男女共同参画に関する教育の充実 ・市民、事業所、団体等との連携、協働による取組の推進	・固定的な性別役割分担意識の解消 ・人権意識の高揚 ・男女共同参画に対する意識が定着するよう、あらゆる機会を通じた啓発や広報 ・人権尊重の理念に基づく学校教育や生涯学習の一層の充実 ・男女共同参画センターを中心とした、相談業務や講座の開催、情報提供	1　男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消
2　あらゆる分野において男女がともに活躍できる社会づくり	・働く場における女性活躍の推進 ・政策・方針決定過程への男女共同参画の促進 ・地域社会における男女共同参画の促進	・性別役割分担意識にとらわれることなく個人が能力を発揮できる社会づくり ・家庭生活における男女共同参画の促進 ・地域や職場において多様性を尊重する環境の整備 ・男性の育児休業の取得促進 ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた意識啓発や環境整備	2　あらゆる分野における参画と多様な生き方や働き方の推進
3　仕事と生活の調和が図れる環境づくり	・多様で柔軟な働き方の実現 ・男性の家事や育児、介護への参画 ・子育てをしながら働くことができる環境整備		
4　健やかに安心して暮らせる社会づくり	・ＤＶや各種ハラスメントの防止に向けた取組と被害者支援 ・生涯を通じた健康づくり支援 ・貧困など困難を抱える女性等の生活や就労支援 ・防災分野における男女共同参画の推進	・女性に対するあらゆる暴力の根絶 ・あらゆる視点からの健康づくり支援 ・誰一人取り残さないためのつながりや支援体制 ・地域防災活動における男女共同参画の視点	3　だれもが安心して暮らすことができる地域社会の実現

第３章　計画の基本的な考え方

１　基本理念

平成31年３月に制定した丹波市男女共同参画推進条例では、男女共同参画を推進する上で７つの基本となる考え方を基本理念として定めています。

また、男女共同参画社会づくりに関する取組を総合的に推進していくためには、市、市民、事業者、団体等の協働が必要であるとして、それぞれの責務も定めています。

条例の基本理念を本計画の基本理念とし、多様な主体と協働した男女共同参画社会の実現をめざします。

丹波市男女共同参画を推進するための基本理念《条例第3条》

①男女の人権の尊重

男女の個人としての尊厳を重んじ、性別による差別的取扱いを受けることなく、個人としての能力を発揮する機会を確保していきましょう。

②社会制度・慣行が及ぼす影響への配慮

性別による固定的な役割分担意識にとらわれず、男女が様々な活動ができるよう、社会の制度や慣行のあり方を考えていきましょう。

③方針の立案及び決定への共同参画

男女が社会のあらゆる分野において、方針の立案、決定に共同して参画できるようにしましょう。

④家庭生活における活動と他の活動との両立

家族を構成する男女が互いに協力し、社会の支援を受けながら、家庭生活での活動と地域や職場などでの活動とを両立できるようにしていきましょう。

⑤男女の生涯にわたる健康の確保

男女が互いの性に対する理解を深め、妊娠、出産等について個人の意思を尊重し、生涯にわたり健康な生活ができるように配慮していきましょう。

⑥市民等の協働

市民等が男女共同参画を推進するための活動に自発的・自主的に参画するとともに、協働して取り組みましょう。

⑦国際的協調

男女共同参画は、国際的な取組と連携・協力して推進しましょう。

みんなで取り組んでいきましょう《条例第4条～第8条》

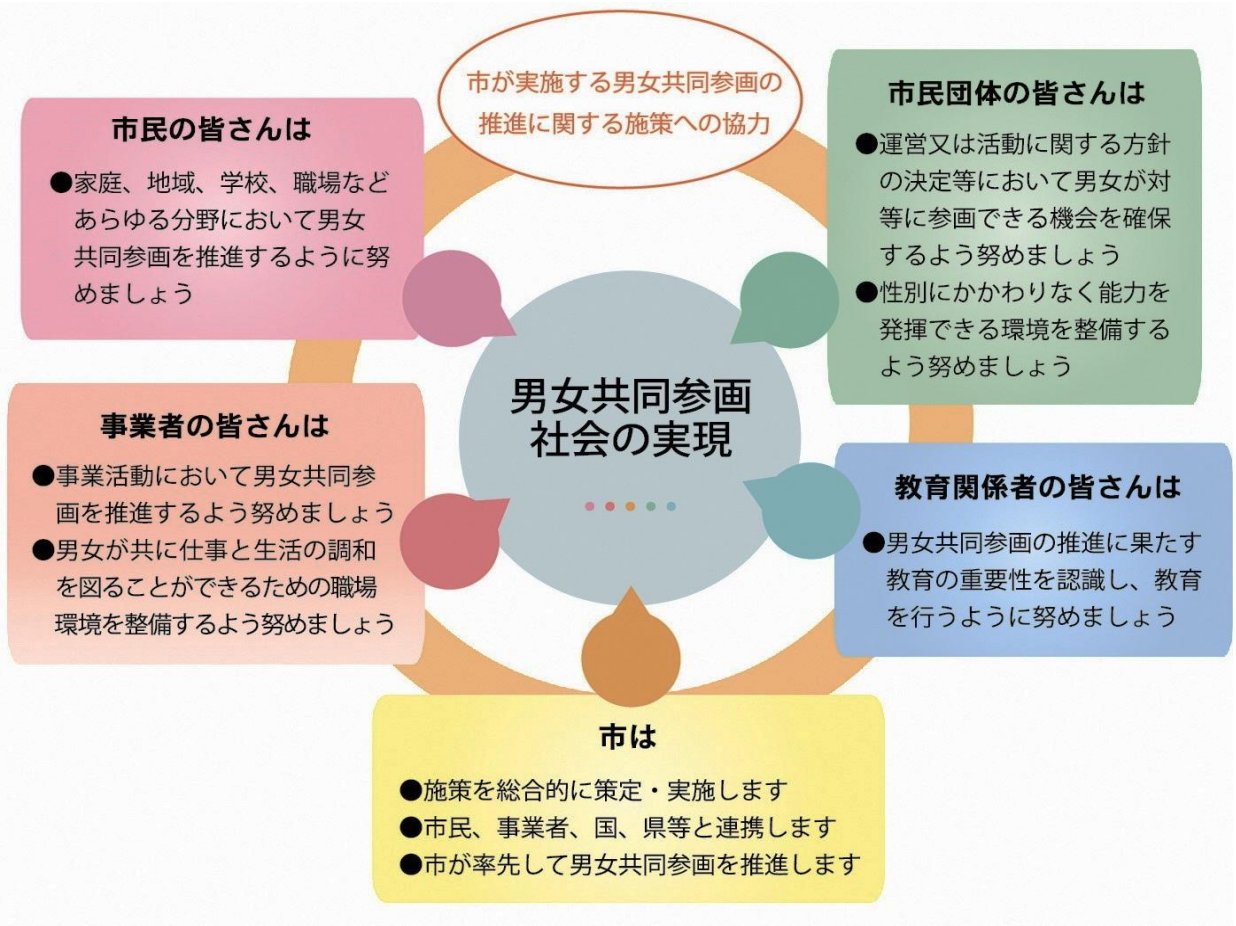

2 ＳＤＧｓを踏まえた計画

持続可能な開発目標（SDGs）では「誰一人取り残さない（no one will be left behind）」という共通理念を掲げています。SDGsの５つ目のゴールとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられており、政治や経済、社会のなかでの男女共同参画の実現や、すべての女性の能力を伸ばし、可能性を広げることが謳われています。

条例の基本理念の一つに、国際的な取組と連携し推進することとしているため、SDGsを踏まえた計画を策定します。

男女共同参画に関係が深いSDGsの目標と自治体行政の役割

目標（Goal）	自治体行政の果たし得る役割
	１．貧困をなくそう 生活困窮者、ひきこもり、ヤングケアラーなどの複雑かつ複合的な課題や女性特有の課題を抱えた人への支援を行います。
	３．すべての人に健康と福祉を 自分の身体に関することを自分で決め、望まない妊娠を防ぐことができるようにすることは、女性の健康と権利を守るためにとても重要です。また、男女がともに自らの身体について正しい知識を持ち、お互いの身体的な性差を正しく理解することが求められています。
	４．質の高い教育をみんなに 性別にとらわれずジェンダー平等意識が浸透した社会をめざすためには、子どもの頃からの教育が重要です。それぞれの個性と能力を十分に発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校における教育の推進が求められています。
	５．ジェンダー平等を実現しよう 自治体による女性や子ども等の弱者の人権を守る取組は大変重要です。また、自治体行政や社会システムにジェンダー平等を反映させるために行政職員や審議委員等における女性の割合を増やすのも重要な取組といえます。
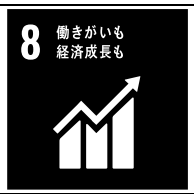	８．働きがいも経済成長も 職場でのセクシュアル・ハラスメントや妊娠、子育てを理由にした嫌がらせなどを受けないようにすることや、女性と男性の給料の格差をなくすことが重要です。
	11．住み続けられるまちづくりを 地域の中での孤立を防ぎ、市民誰もが安心して暮らすことができるよう、相談体制を整えるとともに、地域活動への参画を通じたつながりづくりが重要です。また、防災分野において、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営の推進が求められています。
	16．平和と公正をすべての人に 女性に対する暴力は人権侵害であり、決して許されません。そのため、相談窓口の周知や関係機関、庁内各課との連携による被害者の保護、自立に向けた支援が必要です。
	17．パートナーシップで目標を達成しよう 男女共同参画社会づくりは、市民、事業者、市民団体、教育関係者などとともに取り組んでいくことが重要です。

3 めざすまちの姿

第３次計画では、男女共同参画社会の実現に向けて、互いを認め合い、人と人、家族や地域の絆を深めながら互いに支えあうことをめざしてきました。

しかし、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」や「女性像」があり、人々は成長するにつれ、「男性に期待される行動」や「女性に期待される行動」を行うようになります。私たちの暮らしの中には、世代間での考え方の違いや「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー）の考え方により、「固定的な性別役割分担意識」、「無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）」が生じ、性差別や暴力などが起きています。また、それが「家庭」・「地域」・「職場」などの様々な場面で、人々の居場所や出番を奪う原因にもなっています。

本計画では、今なお根強く残っている「固定的な性別役割分担意識」等の課題を解決し、誰もがいきいきと暮らせる男女共同参画社会の形成を促進するために、市民、事業者、市民団体、教育関係者、行政など、本市にかかわるすべての人と協働して、男女共同参画の視点での施策や取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

そして、本計画期間が終了する 10 年後には、住み慣れた丹波市で、市民一人ひとりがそれぞれの個性と持てる力を発揮し暮らし続けている。さらには、男女共同参画社会が築かれた丹波市に「住みたい」という人が増えている「ジェンダー平等[29]」のまちをめざします。

めざす 10 年後の丹波市の姿

一人ひとりが個性と持てる力が発揮できる
ジェンダー平等のまち
～大好きな丹波で暮らし続けられるために～

29 ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）による、性差別、性別による固定的性別役割分担意識、偏見等をなくし、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができること。

4 基本目標

めざすまちの姿を実現するために、本計画の基本理念に基づき３つの基本目標を掲げて施策の推進に取り組みます。

（１）男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

固定的な性別役割分担意識を解消し、誰もが性別にかかわりなく多様な生き方を選択し、お互いを尊重し認め合う意識の醸成をめざします。

また、男女共同参画の価値観や意識の形成は、幼少期からの生育環境などからも影響を受けるため、子どもだけでなく、子どもに関わるすべての大人に対し、家庭・学校・地域・職場などのあらゆる場における学習機会の充実を図ります。

（２）あらゆる分野における参画と多様な生き方や働き方の推進

女性が、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画できる、地域づくりや職場づくりを推進します。

また、女性が出産、子育て、介護等の理由により離職することなく、ライフスタイルに応じた働き方が選択できるように、長時間労働の是正や男性中心型の労働慣行の変革など職場環境整備を促す施策に取り組むとともに、男性の家事や育児、介護等への参画を促します。さらに、多様な働き方を支える取組により、ワーク・ライフ・バランスのさらなる実現をめざします。

（３）だれもが安心して暮らすことができる地域社会の実現

男女の身体的な違いを理解し、誰もが、元気でこころ豊かな暮らしができるよう、ライフステージに応じた身体づくりや介護予防についての正しい知識を普及します。

また、重大な人権侵害であるＤＶや各種ハラスメントを許さない社会意識を醸成するとともに、ＤＶ等被害者が相談しやすい体制づくりの構築や関係機関との連携強化による適切な支援など、被害者の早期発見・早期対応と自立支援をめざします。

さらに、男女共同参画の視点から、高齢者や障がい者、ひとり親家庭など生活上の困難を抱えた人が、孤立せず、安心して暮らし続けることができるような支援体制の構築をめざします。

5 体系

［ めざすまちの姿 ］

一人ひとりが個性と持てる力が発揮できるジェンダー平等のまち
～大好きな丹波で暮らし続けられるために～

［ 基本理念 ］

1 男女の人権の尊重

2 社会制度・慣行が及ぼす影響への配慮

3 方針の立案及び決定への共同参画

4 家庭生活における活動と他の活動との両立

5 男女の生涯にわたる健康の確保

6 市民等の協働

7 国際的協調

［ 基本目標 ］

1 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

2 あらゆる分野における参画と多様な生き方や働き方の推進

3 だれもが安心して暮らすことができる地域社会の実現

［ 基本方針 ］
［ 推進項目 ］
（１）男女共同参画に対する意識の定着
①男女共同参画センターを中心とした広報・啓発の実施
②市民主体の啓発活動の推進
（２）男女共同参画に関する教育や学習の推進
①学校における男女平等教育の推進
②男女共同参画に関する多様な生涯学習の機会の提供
（１）誰もが働きやすく働きがいのある職場づくり
①男女の均等な雇用機会と待遇確の促進
②ワーク・ライフ・バランスの推進
（２）女性の社会活動への参画拡大
①政策・方針決定過程への女性の参画促進
②女性の能力発揮に対する支援
（３）家庭・地域における男女共同参画の促進
①男女が共に参画する地域づくりの支援
②男性の家事・育児・介護への参画促進
③多様な働き方に対する支援
女性活躍推進計画
（１）あらゆる暴力の防止と根絶
①あらゆる暴力への対策の推進
②ハラスメント対策の推進
（２）生涯にわたる健康づくり
①男女の心身の健康保持・増進への支援
②妊娠・出産・子育てに関する支援
（３）安全安心な暮らしのための環境づくり
①誰一人取り残さないための支援
②性的マイノリティに関する理解の促進
③男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

第4章 施策の展開

基本目標１　男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消

基本方針１　男女共同参画に対する意識の定着

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会をめざし、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組みます。

個人の生活や働き方の障壁となっている慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担意識を解消し、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、個性と能力を十分に発揮するため、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動を行います。

推進項目

①　男女共同参画センターを中心とした広報・啓発の実施

施策・取組	内容	担当課
あらゆる機会を通じた意識啓発（広報・啓発）	男女共同参画週間や人権週間などのあらゆる機会を通じ、広報・啓発を行います。 広報紙やホームページ、男女共同参画センターだよりを発行し、市民の理解促進を図ります。	人権啓発センター
各種教育機関への情報提供	市内の小・中学校や高等学校、認定こども園など、生徒や子どもに関わる人たちに、男女共同参画に関する情報提供を行い、意識啓発を図ります。	人権啓発センター 関係課
男女共同参画に関する図書・資料の収集と情報提供	男女共同参画に関わる図書や資料を収集し、市民に学習情報の提供を行います。 男女共同参画週間等に合わせて、男女共同参画センターや図書館館内に関連資料を集めた特集コーナーを設置し、啓発を行います。	人権啓発センター 中央図書館
市職員の男女共同参画に関する理解の促進	各種情報提供を行い、市職員の男女共同参画に関する理解の促進を図ります。	人権啓発センター

② 市民主体の啓発活動の推進

施策・取組	内容	担当課
地域や事業所における学習の機会の提供	自治会や自治協議会、事業者が主体となって行われる学習の機会に対して、資料の提供や講師の紹介、出前講座を実施します。	人権啓発センター
自治会等における男女共同参画推進のための支援	自治会等が取り組む学習・啓発活動に対して、補助金を交付します。自治会男女共同参画推進員を支援するため、相談対応や活動事例の紹介、情報提供を行います。	人権啓発センター

基本方針２　男女共同参画に関する教育や学習の推進

男女共同参画の意識を浸透させるには、子どもの頃からの教育が重要であることから、学校における男女共同参画に関する教育を推進します。

さらに、固定的な性別役割分担意識を見直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人ひとりの個性と能力を大切にする生涯学習の充実を図ります。

推進項目

① 学校における男女平等教育の推進

施策・取組	内容	担当課
道徳教育、人権教育の充実	小中学校の道徳の時間に読み物教材等を活用し、お互いを認め合い、個性や能力が発揮できる生き方についての教育を推進します 。	学校教育課
自らの役割を果たしながら自分らしい生き方を実現するキャリア教育の推進	「トライやる・ウィーク[30]」、「アントレプレナーシップ教育[31]」、「ふるさとへの誇りと愛着を育む教育に係る丹波市中高連携事業[32]」、「進路指導」等、性別にとらわれず自らの個性と能力を発揮することを大切にするキャリア教育を推進します。	学校教育課
学校におけるデートDV防止授業の実施	中学生を対象にデートDV[33]についての理解を深める授業を行います。	学校教育課

30 中学２年生を対象とした職場体験のこと。

31 精神的、経済的に自立した個人として、問題意識を持ち、新しいことに挑戦することで社会をよりよくしていける人材の育成をめざす教育。起業家教育ともいう。

32 市内３つの高等学校の代表生徒が、出身中学校の生徒を対象に地域課題を題材とした探究学習のプレゼン発表や自校の特色を紹介するなど、中高の交流を図る取組のこと。

33 ＤＶのうち、婚姻関係のないカップルの間で起こる暴力のこと。

施策・取組	内容	担当課
教職員に対する研修の充実	教育活動にいかすために、人権課題をテーマにした研修会を開催し、自らの考え方や行動を振り返り、自身を見つめ直します。教職員の働き方の見直しを進める中で、男女共同参画意識の高揚に努めます。	学校教育課

② 男女共同参画に関する多様な生涯学習の機会の提供

施策・取組	内容	担当課
男女共同参画センターを中心とした各種研修会や講座の開催	固定的な性別役割分担意識の解消やワーク・ライフ・バランス、女性のエンパワーメント[34]などあらゆる視点から男女共同参画の意識を浸透させるため、研修会や講座等を開催します。	人権啓発センター
家庭教育や地域の学びの場における男女共同参画学習の推進	子どもの頃からの家庭教育をはじめ、市民それぞれのライフステージに応じた地域の学びの場において男女共同参画の視点を取り入れます。	人権啓発センター 関係課

市民・地域の取組

○ 様々な生活の場において、男女共同参画の視点を持って行動しましょう。
○ 研修会や講座などに積極的に参加し、男女共同参画に対する認識を深めましょう。
○ 学校で学んだ男女共同参画や人権に関することを家庭で話し合いましょう。
○ 市の出前講座等を活用し、地域の中で男女共同参画について学習する機会を持ち、みんなで話し合いましょう。

事業所等の取組

○ 男女共同参画に関する情報を収集し、学習する機会を持ちましょう。
○ 情報を発信するときは、その表現が性別による固定的な性別役割分担意識を助長させることがないようにしましょう。

男女共同参画講演会

内閣府では、毎年６月 23 日から 29 日を「男女共同参画週間」と定めています。
丹波市でも、この週間に合わせて、様々なテーマで講演会を開催し、男女共同参画社会を考える機会にしています。

[34] 自ら主体的に行動することによって状況を変える力をつけること。

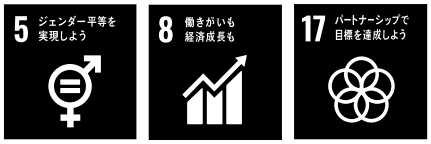

基本目標２　あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進

基本方針１　誰もが働きやすく働きがいのある職場づくり

長時間労働の削減や労働生産性の向上などの働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入について関係機関と連携して周知します。また、事業所においてワーク・ライフ・バランスを実現するための取組が推進されるよう支援し、働きやすい職場環境づくりを促進します。

推進項目

① 男女の均等な雇用機会と待遇確保の促進

施策・取組	内容	担当課
雇用の場における男女平等の推進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、雇用・労働に関する法制度の周知・啓発を行います。	商工振興課
入札参加資格審査における「男女共同参画」加点制度の周知徹底	兵庫県と「男女共同参画社会づくり協定」[35]を締結している事業所に加点を行い、男女共同参画の推進を図ります。	入札検査室
女性の職業生活における活躍支援	国の両立支援の制度を活用し、働きやすい労働環境を推進するため、上乗せ補助や制度を利用する際の手続き費用を助成します。 【女性活躍推進のための両立支援助成金】	商工振興課
	女性の活躍推進に取り組む市内中小企業者が、社内の制度改善業務や意識改革研修等に要する経費の一部を助成します。【女性活躍推進助成金】	
	女性従業員を対象とした職業訓練や技能講習のほか従業員の技術、能力の向上を図る取組にかかる経費やメンタルヘルス、モチベーション向上等の社内研修における講師招へいに要する経費を補助します。 【雇用維持安定支援事業補助金】	
女性職員の職域の拡大と職場環境の整備	女性職員に多様な職務の機会を付与するとともに働きやすい職場環境を整備します。	職員課 消防総務課

[35] 仕事と家庭の両立に向けた環境整備、女性の能力活用、セクシュアル・ハラスメントの防止など、男女共同参画の職場づくりに積極的に取り組む県内の事業所と県が協定を結び、県が事業所の取組を広くＰＲするとともに、必要な情報提供等を通じて、事業所の取組を支援するもの。

② ワーク・ライフ・バランスの推進

施策・取組	内容	担当課
ワーク･ライフ･バランス推進に向けた広報･啓発	広報紙やホームページを活用し、働き方の見直しやライフスタイルの充実に向けた広報･啓発活動を行うとともに、商工会やハローワークなど関係機関と連携し、ワーク･ライフ･バランスの重要性について周知します。	商工振興課 人権啓発センター
休暇制度の取得促進	商工会やハローワークなど関係機関と連携し、柔軟な働き方や休暇が取得しやすい職場環境づくりの創出を支援します。	商工振興課

基本方針２　女性の社会活動への参画拡大

審議会等の委員への女性登用により、あらゆる分野における政策･方針決定過程への女性の参画促進を行います。

また、女性の起業や再就職などの就労や農業、スポーツなど様々な分野において、女性の能力が充分に発揮できるよう支援を行います。

推進項目

① 政策・方針決定過程への女性の参画促進

施策・取組	内容	担当課
行政分野における政策･方針決定過程への女性の参画促進	女性委員のいない審議会等を解消し、審議会等の委員への女性登用を積極的に推進します。	人権啓発センター 関係課
	市役所職員の意識改革や能力開発を図るために、「キャリア形成研修～女性リーダーのために～」への派遣や管理職になるためのモチベーションの向上や働き続けることへの意欲を向上させるため「女性ステップアップ研修」を実施します。その他、特定事業主行動計画による取組を推進します。	職員課
	幅広い意見を学校運営に取り入れるため、女性教職員の積極的な管理職試験の受験促進に努めます。	学校教育課
事業所における女性の参画促進	商工会やハローワークなどと連携し、事業所への情報提供や女性登用の先進事例の紹介を行います。	商工振興課

施策・取組	内容	担当課
地域、防災分野等への女性の参画促進	自治会や自治協議会など地域における意思決定、方針決定を行う過程への女性の参画拡大を促します。	市民活動課 人権啓発センター
	地域農業の活性化のために女性が活躍できる環境づくりを進め、農業委員会への女性参画を促進します。	農業委員会事務局 農林振興課
	防災会議や地域組織への女性委員の登用を促進し、防災に関する施策に多様な意見が反映されるよう努めます。	くらしの安全課

② 女性の能力発揮に対する支援

施策・取組	内容	担当課
就職を希望する女性への情報提供と就業支援	就職を希望する人への相談や情報提供、セミナー開催など、「丹(まごころ)ワークサポートたんば[36]」が、ワンストップサービスで支援します。	商工振興課
継続就業を可能とする支援の充実	商工会やハローワーク等と連携し、育児・介護休業法に基づく制度の整備等について周知・啓発を行います。女性の職業生活における活躍推進のため、市内中小企業等が行う社内の制度改善業務、意識改革研修等に要する経費の一部を補助します。また、女性従業員を対象とした職業訓練や技能講習のほか従業員の技術、能力の向上を図る取組にかかる経費やメンタルヘルス、モチベーション向上等の社内研修における講師招へいに要する経費を補助します。	商工振興課
起業希望者に対する支援の充実	起業を希望する人に、実践の場の提供、店舗の賃借料や販売促進に係る費用の一部を補助します。また、起業家支援窓口「Biz ステーションたんば[37]」において、起業等に関するセミナーの開催、専門家による相談やアドバイス、起業後のフォローアップを行います。	商工振興課
女性農業者等の活動支援	女性農業者組織等と連携し、農業者同士の繋がりづくりや農業者の育成、経営への参画促進等を図り、女性の活躍を支援します。	農林振興課
スポーツ分野での活動支援	女子高校野球をはじめとする様々なスポーツ活動に対して、女性の参画を促進する取組を行います。	文化・スポーツ課 人権啓発センター
女性リーダーの育成とネットワークづくりの推進	女性リーダー育成のため、民間団体との連携により、セミナー等を開催します。また、様々な分野で活動する女性やグループのネットワークづくりを行います。	人権啓発センター 関係課

36 兵庫労働局と丹波市が一体的となって就労支援等を行う窓口のこと。市役所春日庁舎に開設している。

37 丹波市内で起業を志す人を支援する窓口のこと。

基本方針３　家庭・地域における男女共同参画の促進

地域において、性別や年齢等を超えて、全ての人が喜びや責任を分かちつつ、男女共同参画の視点を持った活動ができるよう支援します。

また、家事や育児、介護等の家庭生活への男性の参画を推進するため、男女共同参画の趣旨や意義についての理解促進や意識改革を図ります。

さらに、仕事と家事や育児、介護との両立ができるよう、子育て支援や介護サービスの充実を図るとともに、各種制度やサービスについて情報提供を行います。

推進項目

①　男女が共に参画する地域づくりの支援

施策・取組	内容	担当課
多様な主体による市民参画促進	性別や年齢に関わらず、多様な主体が参画できる地域づくりを促進します。	市民活動課
市民活動支援センターの利用促進	生涯学習、市民活動、地域づくり活動の総合的な支援を行う市民活動支援センター[38]を拠点として、市民の参画によるまちづくりを進めます。	市民活動課
誰もがつどう身近な活動拠点施設の整備促進	自治公民館活動や地域づくり活動の推進を図るため、活動拠点施設の整備を支援します。	市民活動課
高齢者の自立、生きがいづくりの推進	いきいき百歳体操サポーター活動[39]や生活の援助を行う「くらし応援隊[40]」など、高齢者の社会参加による生きがいづくりを推進します。	介護保険課

②　男性の家事・育児・介護への参画促進

施策・取組	内容	担当課
男性の家事･育児･介護への参画に向けた学習の機会と広報･啓発	あらゆる世代の男性に、家事や育児、介護への参画を促すための、学習の機会や情報提供を行います。	人権啓発センター関係課
介護人材の発掘、育成支援	基本的な介護の知識や技能を学ぶ「介護入門的研修[41]」を開催し、在宅介護に関わる人材を育成します。特に、男性に対して、介護に対する理解と支える側への参入を促します。	介護保険課

38 住み慣れたまちに住み続けられる暮らし、そして、地域のことは地域のみんなで取り組む「地域自治」の実現に向けて、市民が主体となった市民活動や地域づくり活動を総合的に支援するセンターのこと。

39 地域が主体となって取り組む介護予防の「いきいき百歳体操」を支援するボランティア活動のこと。

40 高齢者が住み慣れた地域（自宅）で安心して生活を続けるため生活の困りごとを支援する有償ボランティアのこと。

41 介護に関心を持つ未経験者に対して、介護の業務に携わる上での不安を払拭するため、基本的な知識や技能を学ぶことにより、介護分野への参入を促進するための研修のこと。

施策・取組	内容	担当課
改正次世代育成支援対策推進法に基づく特定事業主行動計画による取組の推進	市役所職員の仕事と子育ての両立を支援するため、育児休業等が取得しやすい職場環境づくりに努めます。また一斉定時退庁日(ノー残業デー)の徹底と管理職のマネジメント力の向上を図り、ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組を進めます。	職員課

③　多様な働き方に対する支援

施策・取組	内容	担当課
多様な働き方に関する情報提供と学習の機会の提供	フレックスタイム制度やテレワーク等の多様で柔軟な働き方を導入している事業所の取組紹介などの情報提供を行います。また、子育て中の女性等を対象に在宅ワークや起業等に関するセミナーを開催します。	商工振興課 人権啓発センター
多様な働き方を支える介護環境の整備	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活が続けられるよう、地域包括支援センター[42]を中心に介護などに関する相談を受け、支援につなげます。	介護保険課
	認知症の高齢者等を介護している家族や介護経験のある方等を対象に、認知症介護者のつどい「ほっと」を開催します。	
多様な働き方を支える子育て環境の整備	認定こども園等において延長保育・一時保育・病児保育・特別支援保育などを実施し、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。	子育て支援課
	保護者の就労などにより、見守りができない小学生を対象に、アフタースクール事業を実施し、児童の健全育成を図ります。	
	医療的ケア児及びその家族が個々の心身の状況に応じた適切な支援が受けられるよう、看護師配置のための人件費や安全な受け入れ体制のための研修にかかる費用を確保します。	
	園児・児童の疾病時でも、安心して子育てができる病後児対応型保育事業所の運営を行います。	
	子育てを援助してほしい人と援助したい人が、互いに子育てを助け合うファミリー・サポートセンター事業を実施します。	
	地域の子育て支援拠点である子育て学習センター等で、子育てや幼児教育、保育などの相談や情報提供を行います。	

42 高齢者が住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう相談及び支援を行う総合機関のこと。

市民・地域の取組

○　家族一人ひとりの個性や生き方、考え方を尊重し、家事や育児、介護など家族みんなで協力しましょう。
○　ワーク・ライフ・バランスを考えた暮らし方を実践しましょう。
○　自治会などの地域活動で、「男だから、女だから」という意識にとらわれないよう心がけ、男女ともに積極的にかかわるように努めましょう。
○　地域コミュニティ（自治会や自治協議会）において、女性を始め、多様な主体が参画できる環境の整備に努めましょう。

事業所等の取組

○　男女の均等な雇用や待遇の確保に努めましょう。
○　職場における不合理な制度・慣習、年齢や性別により固定化した役割分担意識等に気づき、見直しましょう。
○　性別にかかわらず、働く人の個性と能力が発揮できる人材育成をしましょう。
○　従業員のキャリアの向上を目的とした研修や資格取得や能力向上に向けた取組を充実させましょう。
○　女性の管理職登用など、方針決定過程への女性の参画に取り組みましょう。
○　育児・介護休業等の支援制度について従業員に周知し、誰もが取得しやすく働きやすい環境や働き続けられる環境を整えましょう。

地域での学習会

自治会や自治協議会、市民団体の皆さんが参画し、「男女共同参画社会づくり」のための学習会や講演会を開催されています。

また、料理教室や啓発活動など、様々な活動が行われています。

女子野球タウン認定

令和４年７月 21 日、一般社団法人全日本女子野球連盟から、全国 12 番目の「女子野球タウン認定」を受けました。（兵庫県では２番目）

多くの人々の協力を得て、平成 12 年から開催している「全国高等学校女子硬式野球選手権大会」を通じて、市全体のスポーツの推進と地域の活性化、女性の活躍を促進します。

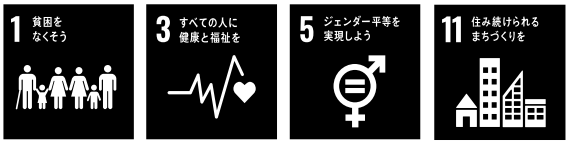

基本目標３　誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現

基本方針１　あらゆる暴力の防止と根絶

DVは犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であり、決して許されるものではありません。それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため啓発を行うとともに、相談窓口の周知や関係機関、庁内各課との連携による被害者の保護、自立に向けた支援を行います。また、職場や教育現場におけるあらゆるハラスメントも重大な人権侵害であることから、事業者や市民に対する啓発活動を進めます。

推進項目

① あらゆる暴力への対策の推進

施策・取組	内容	担当課
丹波市配偶者等からの暴力対策基本計画による取組の推進	あらゆる暴力の防止と根絶、被害者の保護や自立に向けて、庁内の関係課、関係機関等と相互に連携・協力し、計画的に各種施策に取り組みます。	社会福祉課 関係課
暴力の防止に向けた意識啓発	性別による固定的な役割分担意識や経済力の格差等により、暴力が行われることがないよう、DVやデートDV防止に関する啓発を行います。	人権啓発センター 健康課
児童・高齢者・障がい者虐待等の防止対策	育児不安などの相談に対し、家庭児童相談員が、川西こども家庭センター[43]や児童福祉関係者などと連携を図り、個々の家庭に応じた適切な援助を行い、児童虐待の防止を図ります。	社会福祉課
	要保護児童対策地域協議会[44]において、要保護児童等の早期発見や適切な保護についての情報共有・連携を図ります。また、虐待の予防や早期発見・対応のため、あらゆる機会を通じた広報・啓発を行います。	社会福祉課
	高齢者虐待の防止や早期発見、その他権利擁護のための相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	介護保険課
	障がい者虐待の被害者に対し、電話や面接による相談業務を行い、適切な情報の提供や必要に応じて保護、支援を行います。	障がい福祉課

43 児童福祉法第12条に定められている児童相談所のこと。川西こども家庭センター丹波分室が丹波市の管轄になる。

44 虐待を受けた子供を始めとする要保護児童の適切な保護を図るため、関係機関が情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応するために協議を行う場のこと。

② ハラスメント対策の推進

施策・取組	内容	担当課
各種ハラスメント防止に向けた意識啓発	広報紙やホームページ等を活用し、各種ハラスメントの防止に向けた広報・啓発を行います。	人権啓発センター関係課

基本方針2 生涯にわたる健康づくり

人生100年時代を迎え、誰もが健康で自分らしく生きるためには、日常生活が制限されることなく生活できる健康寿命[45]を延ばすことが重要になります。そのためには、男女がともに自らの身体について正しい知識を持つとともに、ライフステージに応じた心身の状況変化やお互いの身体の特徴を理解することができるよう、健康保持や健康増進に向けた取組の充実を図ります。

また、子育て世代包括支援センターが中心となり、女性が安心して妊娠・出産をし、家族みんなで子育てができるための支援を行います。

推進項目

① 男女の心身の健康保持・増進への支援

施策・取組	内容	担当課
健康増進事業の実施	健康たんば21に基づき、こころの健康相談や各種健康診査・保健指導等を実施することにより、男女が心身ともに健康で暮らせるよう支援し、健康意識の向上を図ります。	健康課
一般介護予防事業[46]の推進	男女ともに元気に住み慣れた地域で暮らすことをめざして住民主体で実施されている「いきいき百歳体操」を支援することにより、筋力の維持と高齢者の地域でのつながりや生活支援の広がりを図ります。	介護保険課

② 妊娠・出産・子育てに関する支援

施策・取組	内容	担当課
妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援	保健師・助産師による母子手帳交付から、地区担当保健師による訪問や乳幼児健診、相談事業を通し、安心して妊娠・出産・子育てができるよう支援します。	健康課

45 健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間のこと。

46 65歳以上のすべての高齢者が利用できるサービスで、介護予防などについて学ぶ介護予防出前講座や身近な所で介護予防に取り組む「いきいき百歳体操」が継続的に拡大するような地域づくりを進めている。

基本方針３　安全安心な暮らしのための環境づくり

地域の中での孤立を防ぎ、市民誰もが安心して暮らすことができるよう、相談体制を整えるとともに、地域活動への参画を通じたつながりづくりを行います。

性別にかかわりなく個性と能力を十分に発揮することができるジェンダー平等のまちを実現するため、多様な性[47]や性的マイノリティ[48]の人権に対する正しい知識と理解を深めるとともに、ひきこもり[49]やヤングケアラー[50]など、複合的な課題や女性特有の課題を抱えた人を取り残さない支援を行います。さらに、地域活動の中でも、防災分野において、男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営体制を推進します。

推進項目

①　誰一人取り残さないための支援

施策・取組	内容	担当課
高齢者や障がい者、外国人が安心して暮らせる環境づくり	「高齢者の尊厳保持」の視点に立ち、成年後見などの権利擁護相談を実施します。認知症の高齢者等が所在不明となった場合に、「早期発見SOSシステム」により、早期発見を図ります。	介護保険課
	障がい者やその家族の地域における生活を支援するため、各種福祉サービスの利用相談や介護相談、情報提供などの総合的な相談窓口を開設し、問題解決のための助言、指導を行います。	障がい福祉課
	丹波市国際交流協会と連携し、在住外国人が日常生活で抱えている課題の解決に取り組み、地域社会に参画しやすい環境づくりを進めます。	人権啓発センター
ひとり親家庭の生活の安定・自立に向けた支援	母子父子自立支援員が養育費相談や就労支援、福祉資金貸付、教育等の相談支援を行います。また、養育費の取り決めの促進、継続した養育費の履行確保を図るために必要な経費の補助を行います。	社会福祉課
	ひとり親家庭の父母等、児童を養育している人に児童扶養手当を支給することで、生活の安定と自立の促進、児童福祉の増進を図ります。	社会福祉課
	ひとり親家庭が必要な時に安心して医療を受けられるよう、医療費給付を行います。	市民課

47 生物学的な要素で判断された「身体的な性」だけでなく、「こころの性」、「好きになる性」、「表現する性」の４つの要素からなるグラデーションで表される。性のあり方は多様性であるということ。

48 性的指向（好きになる性）が異性愛のみでない者又は性自認（こころの性）が出生時の性別と一致しない者をいう。「セクシュアルマイノリティ」「ＬＧＢＴ」と呼ばれることもある。

49 様々な要因の結果として、就学や就労、交遊などの社会的参加を避けて、原則的には６ヶ月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のこと。（他者と交わらない形での外出をしている場合も含む。）

50 家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている 18 歳未満の子どものこと。

施策・取組	内容	担当課
地域の中での孤立を防ぐための支援	経済的理由によって就学が困難と認められる児童及び保護者に対し、学用品購入費、修学旅行費、給食費等の援助を行います。また、経済的理由により修学困難と認められる高校生又は高等専門学生を対象に奨学金を給付します。	教育総務課
	生活上の様々な課題を抱えている人に対し、寄り添った支援を行うとともに、世帯全体を対象とした包括的な支援体制を整えます。	社会福祉課 関係課
	地域における支えあい活動や身近な生活課題について話し合う「支えあい推進会議」の設置や、地域に応じた様々な活動を地域支えあい推進員[51]と共に進めていきます。	介護保険課
	女性のための悩み相談やサポート事業を実施し、女性の孤立を防止します。また、男性のための悩み相談など必要に応じた専門相談窓口につなぎます。	人権啓発センター

② 性的マイノリティに関する理解の促進

施策・取組	内容	担当課
性的マイノリティについて理解を深めるための学習の機会と広報・啓発	性的マイノリティについて理解を深めるための講演会やセミナーを開催します。広報紙やホームページ、パンフレットを活用し、多様な性について正しい理解を深めるための広報・啓発を行います。	人権啓発センター
	思春期保健事業を通じて、中学生を対象に性的マイノリティについての理解を深める啓発を行います。	健康課
性的マイノリティに寄り添った支援体制づくり	性的マイノリティの不安や悩みを解消するための相談支援や体制づくりを推進します。	人権啓発センター
学校における性的マイノリティの理解促進	児童生徒、教職員が「多様な性」に対する正しい理解を授業や研修等を通じて深め、児童生徒が安心して生活できる学校づくりを推進します。	学校教育課

51 高齢者の生活支援サービスの体制整備推進を目的とし、地域における提供体制構築に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能等）を果たす者を生活支援コーディネーターといい、丹波市においては地域支えあい推進員の名称を用いる。

③　男女共同参画の視点を取り入れた防災対策の推進

施策・取組	内容	担当課
地域防災活動における男女共同参画の推進	女性消防団員の確保に努めるとともに、女性が地域防災の担い手として参画できるよう、火災予防啓発活動や初期消火訓練を行います。	くらしの安全課
	男性･女性それぞれの視点を活かした地域防災力の強化をめざし、ひょうご防災リーダーの育成を図ります。	くらしの安全課
男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営	あらゆるニーズに配慮した避難所運営となるよう、平常時から男女共同参画の視点を取り入れた避難所運営や啓発に取り組みます。	くらしの安全課 人権啓発センター

市民・地域の取組

○　親密な関係である夫婦や恋人同士でも、あらゆる暴力は人権侵害であることを認識し、相手の心や身体を傷つけるようなことはやめましょう。
○　ＤＶやハラスメントの被害については、ひとりで悩まずに相談しましょう。
○　身近な人が被害にあったときは、相談窓口に相談するよう勧めましょう。
○　年に１回は健康診断を受けるなど、自分やまわりの人の健康に関心を持ちましょう。
○　地域での見守りにより、暴力を許さないまちづくりを進めましょう。
○　地域防災活動では、女性や子育て家庭の意見を反映させましょう。

事業所等の取組

○　各種ハラスメントの防止に取り組みましょう。
○　ＤＶやハラスメント防止に関する意識啓発や研修会を実施しましょう。
○　男女それぞれの身体的な性差に応じた従業員の健康管理に配慮しましょう。
○　セクシュアル･ハラスメントやマタニティ･ハラスメントなどの対処方針を規程等で明確化し、防止のための対策を講じましょう。
○　育児や介護をしながら働いている人が働き続けられる環境を整えましょう。

パープルリボンプロジェクト

　内閣府では、毎年 11 月 12 日から 25 日を「女性に対する暴力をなくす運動」期間と定めています。
　丹波市でも、パープルリボンツリー等の設置や関連グッズの配布、パープル・ライトアップなど、「パープルリボンプロジェクト」を実施し、ＤＶ防止に向けた啓発を行っています。

数値目標

本計画に基づく着実な推進を図り、成果を評価することを目的として、前期計画実施期間である令和9年度までの基本目標に則した数値目標を設定しています。市民意識調査の結果による意識の割合や定期的な統計調査による数値、「第2次丹波市総合計画」等の他の計画に掲げる目標などから設定しています。《他の計画に基づくものは、それぞれの計画の目標年次における数値を記載しており、随時、計画の見直しに併せて目標数値を改定します。》

基本目標	No	項　　目	現状値 （令和３年度）	目標値 （令和９年度）
1 男女共同参画の視点に立った意識改革と性別役割分担意識の解消	1	社会全体において男女が平等になっていると考える市民の割合	10.0%	30.0%
	2	男女共同参画推進員が活動を行った自治会の割合	13.0%	30.0%
	3	中学校で行われるデートDV防止授業を受けた生徒の割合（授業を受けた生徒数／中学3年生の生徒数）	85.0%	100%
	4	男女共同参画センター主催の講座等において理解が深まったと答えた市民の割合	78.0%	90.0%
2 あらゆる分野における参画と多様な働き方や暮らし方の推進	5	職場において男女が平等になっていると考える市民の割合	26.1%	44.0%
	6	ワーク・ライフ・バランスがうまく取れていると考える市民の割合	55.0%	70.0%
	7	審議会等における女性委員の割合	28.5%	35.0%
		女性委員を登用していない審議会等の数	15	0
	8	市内小中学校の学校管理職に占める女性の割合	13.8%	22.0%（令和７年度）
	9	市役所職員の女性管理職の割合	12.4%	15.0%（令和6年度）
		市役所職員の女性監督職（係長級）の割合	11.6%	15.0%（令和6年度）
	10	男女共同参画センター主催の女性の働き方に関する講座において意識が変わったと答えた市民の割合	―	50.0%
	11	自治会などの地域活動の場で男女が平等になっていると考える市民の割合	19.7%	37.0%
	12	固定的性別役割分担に「反対」と考える市民の割合	50.3%	70.0%
	13	市役所男性職員の育児休業取得率	7. 8%	20.0%（令和6年度）
	14	市の子育て支援施策や子育て環境に満足している市民の割合	44.5%	60.0%（令和6年度）
3 誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現	15	DVを言葉も内容も知っている市民の割合	59.0%	90.0%
	16	自立していない期間（平均寿命から健康寿命を引いた年数）	1.50 年(男) 3.47 年(女)	1.00 年(男) 2.84 年(女)
	17	妊娠・出産に満足している市民の割合	86.9%	92.5%（令和6年度）
	18	住んでいる地域は、生活課題について気軽に相談できる環境が整っていると感じている市民の割合	35.9%	50.0%（令和6年度）
	19	LGBT（性的マイノリティの総称の一つ）を言葉も内容も知っている市民の割合	41.6%	70.0%
	20	市内全自治会における自主防災組織の組織率	81.2%	100%

第5章 計画の推進

1 推進体制と進行管理

（1）庁内の推進体制

本計画に位置付けた男女共同参画社会の実現に向けた施策は、市が所管する各分野にわたっており、これを着実に推進するためには、全庁的な行政課題として庁内のあらゆる部署が意識的に取り組むことが必要です。

このため、男女共同参画社会の実現に向けて、施策の総合的な推進を図るため設置した、市長を本部長、部長等を構成員とする「丹波市男女共同参画推進本部」において、施策の推進や進捗管理、情報交換を行い、関係各課のより一層の連携を促します。

（2）男女共同参画審議会

条例第25条に基づき、学識経験者や関係団体員、市民等から構成される「丹波市男女共同参画審議会」を設置し、その調査審議を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策の総合的かつ効果的な推進を図ります。

（3）施策に対する苦情への対応

条例第21条第１項に基づき、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策への苦情や意見の申出があった場合は、施策の改善に反映させるなど、問題解決に向けて取り組みます。

（4）進行管理と進捗状況の公表

条例第24条に基づき、毎年度、施策の実施状況を公表し、達成度や進捗状況を把握・評価することで、課題を明らかにし、その後のより効果的な推進につなげます。

２　丹波市男女共同参画センターの役割

令和元年10月に開設した丹波市男女共同参画センターは、本市の男女共同参画を推進する上で大きな役割を担っています。

より多くの市民が、男女共同参画に関心を持ち、気軽に集い、学びを深める拠点として、男女共同参画社会の実現に向けた以下の事業を主体的に実施するとともに、市内に男女共同参画社会づくりの機運を醸成します。

【丹波市男女共同参画センターの事業】

１．普及啓発

男女共同参画に対する理解の浸透と意識の定着を図るため、講演会や講座、セミナーを開催します。

２．人材育成

男女共同参画を推進するためのキーパーソンとなる人材の発掘や育成を行います。

３．活動支援・交流支援

男女共同参画の推進に取り組む団体の活動支援や団体・市民相互の交流を促進します。

４．相談

固定的な性別役割分担意識による慣習など、日常生活の中で直面する様々な問題についての相談を受け、問題解決に向けた支援をします。また、必要に応じて、専門の相談機関へのつなぎを行います。

５．女性の就業支援

就業に関して、女性が自らの意思に基づいて働き方を選択できるよう、再就職や継続就労、起業等に必要な情報提供を行います。

６．情報収集・発信

男女共同参画に関する図書や資料等を収集し、貸出等を行います。また、広報紙やホームページなどあらゆる媒体を通じた情報発信を行います。

丹波市男女共同参画センター　ライブラリーコーナー

男女共同参画に関する話題書や絵本、女性や男性が抱える問題の解決、家事・育児・介護と仕事の両立、多様な性、キャリアアップなどに関する図書を配架し、貸出しています。

３　多様な主体との連携・協働

（１）市民・事業者・団体等との連携・協働

男女共同参画社会の実現に向けて、市民、事業者、市民団体、教育関係者の皆さんと互いの自立性を尊重しながら、それぞれの得意分野や特徴を活かし協働して本計画の取組を推進します。

（２）関係機関との連携

男女共同参画社会の実現に向けては、法改正などの動向について、広く情報収集を行うとともに、国や県、関係機関等と連携・協力を図りながら、本計画を効果的に推進します。

丹波市市民プラザ

丹波市男女共同参画センターは、商業施設である「丹波ゆめタウン」２階の「丹波市市民プラザ」内に設置しています。

この市民プラザには、「丹波市市民活動支援センター」と「氷上子育て学習センター」、さらに子育て支援活動を行っているＮＰＯ法人の事務所と託児室も入り、自治協議会や自治会活動をされている方、市民活動グループの皆さんのほか、子育て中のご家族や中高校生など、年齢性別を問わず誰もが気軽に立ち寄り集うことができる場所になっています。

それぞれのセンターに関わる人々どうしがつながることで、複合型ならではの相乗効果、「多様な主体が関わる」という点が期待され、新たな取組に発展する可能性を持っています。

丹波市男女共同参画センターの充実を図るために、センター同士の連携や協働により様々な事業を展開し、さらに発展・成長していくことをめざします。